

事故災害対策編
(大規模事故災害対策計画)

1 総 則

第1章 計画の目的..... 事大 1-1-3

第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱..... 事大 1-2-5

第3章 道路の状況等..... 事大 1-3-10

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第42条の規定に基づき、南あわじ市の地域に係る災害対策のうち、道路災害、航空災害等の大規模事故災害に関する対策について、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進と体制の整備を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- (1) 指定地方行政機関、自衛隊、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 災害予防に関する計画
- (3) 災害応急対策に関する計画
- (4) 災害復旧に関する計画

第2節 災害の範囲

この計画における「大規模事故災害」とは、次の場合を指す。

この計画は、大規模事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に適用する。

- (1) 南あわじ市内において、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等により多数の死傷者等が発生した場合 (航空災害)
- (2) 南あわじ市内において、道路構造物の被災、道路上での大きな交通事故等により多数の死傷者等が発生した場合等 (道路災害等)

第3節 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要があると認められるときは修正を行う。

第4節 計画の周知徹底

この計画は、南あわじ市職員及び防災関係施設の管理者、その他防災関係機関に周知し、また、特に必要と認めるものについては、住民にも理解を得る。

第5節 計画の運用

住民及び関係機関においては、必要に応じて、細部の活動計画を作成し、この計画の円滑な運用を図る。

第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

指定地方行政機関、自衛隊、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、大規模事故災害の対策に関し、主として次に掲げる事務又は業務を処理する。

第1 指定地方行政機関

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
近畿管区警察局		1 管区内各府県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用	
近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成	災害時における通信手段の確保	
近畿厚生局		救護等に係る情報の収集及び提供	
近畿農政局			水産物の安定流通に関する情報収集・提供
近畿経済産業局		1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達	生活必需品、復旧資機材の供給に関する情報収集及び伝達
近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄	1 直轄公共事業の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止	直轄公共土木施設の復旧
近畿運輸局	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回路輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保に係る貨物輸送事業者に対する協力要請 5 特に必要があると認める場合の輸送命令	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
神戸運輸監理部		<ol style="list-style-type: none"> 1 所管事業に関する情報の収集及び連絡 2 緊急海上輸送の確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請と調整 3 特に必要があると認める場合の輸送命令 	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供
神戸運輸監理部 (兵庫陸運部)	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回路輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保に係る貨物輸送事業者に対する協力要請 5 道路輸送に係る緊急輸送命令に関する情報収集 	
大阪航空局 (大阪空港事務所)		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における航空機による輸送の安全の確保 2 遭難航空機の捜索及び救助 	航空保安施設の復旧
第五管区海上保安本部 (神戸海上保安部・徳島海上保安部)	災害応急資機材の整備・保管	<ol style="list-style-type: none"> 1 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 2 海上における人命救助 3 避難者、救援物資等の緊急輸送 4 海上における流出油等事故に関する防除措置 5 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 	<ol style="list-style-type: none"> 1 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止 2 海上交通安全の確保
大阪管区气象台 (神戸地方气象台)		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するための観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供
近畿総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成 	災害時における通信手段の確保	

第2 自衛隊

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
陸上自衛隊第3師団(第3特科隊) (第36普通科連隊) 海上自衛隊呉地方隊(阪神基地隊)		人命救助又は財産保護のための応急対策の実施	

第3 兵庫県

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
教育委員会	交通安全教育、防災教育の実施	被災児童・生徒の調査及びこころのケア	
警察本部		1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等	
知事部局 企業庁 病院局	1 県、市町、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害予防に関する事務又は業務の支援 3 県土の保全、都市の防災構造の強化など地域防災基盤の整備 4 防災に関する組織体制の整備 5 防災施設・設備等の整備 6 医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 7 防災に関する実習の実施 8 防災訓練等の実施 9 県所管施設の整備と防災管理 10 交通安全対策の推進	1 県、市町、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援 3 災害応急対策に係る組織の設置運営 4 災害情報の収集・伝達 5 災害情報の提供と相談活動の実施 6 被災者の救援・救護活動等の実施 7 交通・輸送対策の実施 8 県所管施設の応急対策の実施	1 県、市町、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害復旧に関する事務又は業務の支援 3 県所管施設の復旧

第4 南あわじ市

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
南あわじ市	1 地域防災基盤の整備 2 防災に関する組織体制の整備 3 防災施設・設備等の整備 4 医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 5 防災に関する学習の実施 6 防災訓練の実施 7 市所管施設の整備と防災管理	1 市の地域に係る災害応急対策の総合的推進 2 情報の収集・伝達 3 災害応急対応に係る組織の設置・運営 4 被災者の救援・救護活動等の実施 5 交通・輸送対策の実施 6 市所管施設の災害応急対策の実施	1 市の地域に係る災害復旧の事務又は業務の実施 2 市所管施設の復旧

第5 指定公共機関

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
日本赤十字社 (兵庫県支部)		1 災害時における医療救護 2 こころのケア(看護師等による心理的・社会的支援) 3 救援物資の配分	
日本放送協会 (神戸放送局)		災害情報の放送	
西日本高速道路(株) (関西支社)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧
阪神高速道路(株) (神戸管理部)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧
本州四国連絡高速道路(株) (神戸管理センター) (鳴門管理センター)	所管有料道路の整備と防災管理	所管有料道路の応急対策の実施	所管被災有料道路の復旧
西日本電信電話(株) (兵庫支店) (株)NTT [®] コモ関西支社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ [®] (株)	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信施設の応急対策 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧
日本通運(株) 福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株) (公社)全日本トラック協会		災害時における緊急陸上輸送	
KDDI(株) (関西総支社)	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信施設の応急対策 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧
ソフトバンク(株)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧
独立行政法人 国立病院機構	防災訓練の実施 (トリアージ訓練等)	災害時における医療救護	
新関西国際空港(株)	空港施設の整備と防火管	航空機による輸送の安全	被災空港施設の復旧

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
(関西エアポート 株)	理	確保と空港施設の機能確保	

第6 指定地方公共機関

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
道路輸送機関 神姫バス(株) 淡路交通(株) (一社)兵庫県トラック協会	1 道路状況の把握 2 災害時における対応の指導	災害時における緊急陸上輸送	
放送機関 (株)ラジオ関西 (株)サンテレビジョン 兵庫エフエム放送(株)		災害情報の放送	
(公社) 兵庫県看護協会		災害時における医療救護 避難者の健康対策	
(一社) 兵庫県医師会		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的支援

第7 常備消防

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
淡路広域消防事務 組合	災害予防活動の実施	1 消防防災活動 2 人命の救助、被災者の 応援救助 3 危険物施設の応急安 全対策 4 被害情報の収集及び 伝達 5 市の災害応急対策に 関する業務の支援	

第8 一部事務組合

機 関 名	事 務 又 は 業 務
淡路広域行政事務 組合	1 不燃性ごみ（粗大ごみを含む）処理施設の設置及び経営に関する事務 2 心身障がい児通園施設の設置及び運営に関する事務 3 その他関係市の広域行政の推進に関する事務
淡路広域水道企業 団	1 水道施設の整備と防災管理 2 水道施設の応急対策 3 応急給水
洲本市・南あわじ市衛生 事務組合ごみ処理施設 やまなみ苑	1 清掃施設の整備と防災管理 2 清掃施設の応急対策 3 ごみ・災害廃棄物の処理

第3章 道路の状況等

第1 道路交通の概況

兵庫県は、日本の標準時を定める東経135度の子午線が通過していることが示すように、日本のほぼ中央部に位置し、県内の道路は、国内交通・輸送上重要な位置を占めている。

本市には、本州（神戸市）と四国（鳴門市）を結ぶ神戸淡路鳴門自動車道及び国道28号が通っている。

第2 最近の交通事故の傾向

1 交通事故の種類

人身事故を事故類型別に区分すると、正面衝突等（事故原因が類似する正面衝突、路外逸脱、工作物衝突をまとめたもの）、横断中、出会い頭衝突、人対車両その他、右・左折時衝突、追突となる。

2 最近の傾向

人身事故の長期的推移をみると、戦後、昭和20年代後半から40年代半ばごろまでは、死傷者数が著しく増大しており、26年から45年までに負傷者数は31,274人から981,096人へ、死者数は4,429人から16,765人へと増加している。その後、国を挙げての交通安全対策が進められた結果、令和3年の交通事故死者数は2,636人となり、過去最悪であった昭和45年の16,765人の6分の1以下であるのみならず、現行の交通事故統計となった昭和23年以降で最も少なくなった。また、死傷者数については、第1次及び第2次交通安全基本計画に基づく諸対策により、昭和45年の997,861人から52年には602,156人に減少し、その後、年間交通事故死傷者数が53年に602,899人と増勢に転じた。また、令和3年の自動車保有台数は82,565,091台、運転免許保有者数は81,895,559人となっている。なお、令和3年中の死傷者数は364,767人と17年連続で減少したものの、依然として高水準にある。

交通事故死者数を人口10万人当たりでみると、昭和45年まで年とともに増加し、同年には16.2人となったが、46年以降は減少に転じ、平成に入り、一時増加したものの、平成4年以降は減少し、令和3年には2.9人となった。自動車1万台当たりの交通事故死者数及び自動車1億走行キロ当たりの交通事故死者数については、昭和50年代半ばまで順調に減少してきたが、その後は漸減傾向が続いている。

令和3年中の交通死亡事故件数を事故類型別にみると、正面衝突等（30.6%）が最も多く、次いで歩行者横断中（23.7%）、出会い頭衝突（12.9%）の順で多くなっており、この3類型を合わせると全体の67.2%を占めている。

また、道路別では、令和3年中の高速道路における交通事故発生件数は4,863件（うち交通死亡事故129件）で、これによる死者数は136人、負傷者数は7,833人であった。前年と比べると、交通事故発生件数及び負傷者数は減少し、死者数も22人（19.3%）減少した。

高速道路は、歩行者や自転車の通行がなく、原則として平面交差がないものの、高速走行となるため、わずかな運転ミスが交通事故に結びつきやすく、また、事故が発生した場合の被害も大きくなり、関係車両や死者が多数に及ぶ重大事故に発展することが多い。そのため、高速道路における死亡事故率（2.7%）は、一般道路における死亡事故率（0.8%）に比べ3倍以上となっている。

第3 過去の事故例

多数の死傷者が発生した代表的な事故例としては、次のものがある。

災害名	発生年月日	場 所	人的被害	事故の概要
飛騨川バス転落事故	1968. 8. 18	岐阜県加茂郡白川町内 国道41号	死者・行方不明者10名 負傷者2名	乗鞍岳の観光登山に向かい、集中豪雨のため登山を断念して引き返す途中の観光バス2台が、土石流に巻き込まれて午前2時11分頃、飛騨川に転落したものの。
日本坂トンネル火災事故	1979. 7. 11	静岡県静岡市及び焼津市の市境 東名高速道路日本坂トンネル内	死者7名 負傷者2名	日本坂トンネル（延長2,045m）内において、午前6時38分頃、大型トラック4台と乗用車2台が関係する追突事故が発生するとともに、事故車両積載のプラスチック原料などの可燃物の爆発を伴う火災が発生し、トンネル内の後続車に延焼したものの。
豊浜トンネル岩盤崩落事故	1996. 2. 10	北海道古平町内 国道229号豊浜トンネル内	死者20名 負傷者1名	午前8時10分頃、体積約11,000m ³ の規模の岩盤崩落が発生し、トンネル部など約44mを破壊し、通行中のバス1台と乗用車2台が被災したものの。
中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故	2012. 12. 02	中央自動車道（上り） 大月JCT～勝沼IC間の笹子トンネル内	死者9名 負傷者2名	午前8時03分頃、笹子トンネル上り線82.7kp付近（東坑口から約1.7km[トンネル延長は4.7km]のトンネル内）でトンネル天井板が落下し、車両3台が巻き込まれたもの。

また、その他として次のものがある。

災害名	発生年月日	場 所	人的被害	事故の概要
弥彦神社事故	1956. 1. 1	新潟県西蒲郡弥彦村 弥彦神社境内	死者124名 負傷者94名	初詣の参拝客約3万人が詰めかける中、矢倉から餅まきが始められ、一旦帰りかけた者も引き返すなど境内が混雑していたところへ、臨時列車やバスによる参拝客が大挙して押し寄せたため石段の上下で群集の流れがぶつかり合うこととなった結果、午前0時20分頃、石段の上の玉垣を崩して数百名が約2m半下のがけに転落したものの。
明石市民夏まつり花火大会事故	2001. 7. 21	明石市大蔵町大蔵海岸付近 国道2号上の陸橋	死者11名 負傷者247名	大蔵海岸で開催されていた明石市民夏まつりの花火大会終了後、午後8時45分から50分過ぎ頃、大蔵海岸へ向かう人波と帰宅しようとする人波が会場北側のJR朝霧駅と会場を結ぶ連絡歩道橋上（幅6m、長さ103.7m）でぶつかり、転倒事故による死傷者が発生したものの。

第4 災害の想定

1 航空災害の想定

消火活動等に関し、空港管理者と関係機関の協力関係を定めた緊急計画の適用の有無により
①県内の空港（大阪国際空港、神戸空港及び但馬空港）及びその周辺における航空機の墜落等、
②それ以外の地域における航空機の墜落等2つの災害が想定される。

この計画においては、上記②の地域における航空機の墜落等を想定する。

なお、航空機の墜落等については、さらに市街地に墜落する場合と山間部及び沿岸部に墜落する場合が考えられ、市街地への墜落の場合、被災者が多数発生するおそれがあること、大規模な火災が発生するおそれがあること等について考慮し、山間部及び沿岸部における墜落の場合は、墜落地点の特定、捜索及び救助・救急活動に困難が予想されること等を考慮する必要がある。

2 道路災害の想定

道路災害のうち、多数の死傷者が発生する場合として、災害の事象により、次の5つに分類する。

- (1) 道路構造物（トンネル、橋梁等）の瑕疵、自然現象等を原因とする被害
- (2) 自動車の火災又は爆発
- (3) 自動車からの危険物等の流出
- (4) 道路上での大きな交通事故
- (5) 道路上等での極端な雑踏による被害

さらに、事故原因別に、管理上の瑕疵による場合と、自然現象等による場合の2つに区分できる。

なお、この計画において「危険物等」とは、消防法別表に定める危険物、高圧ガス、火薬類、毒物又は劇物、その他燃焼・爆発又は毒性等により、人体に危険を及ぼすおそれのある物質を指す。

また、(2)～(4)については、道路トンネル内などの出入口が限定された閉鎖性の高い空間で発生した場合には、救助、消火、避難誘導活動等に種々の制約、困難が伴うこと等を考慮する必要がある。

2 災害予防計画

役割分担表..... 事大 2-0-15

第1章 基本方針..... 事大 2-1-17

第2章 交通の安全性の確保..... 事大 2-2-21

第3章 災害応急対策への備えの充実..... 事大 2-3-25

< 役割分担表 >

	ページ	危機管理部	総務企画部	市民福祉部	産業建設部	会計課	教育委員会	消防団	関係機関
第1章 基本方針	事大2-1-17								
第2章 交通の安全性の確保	事大2-2-21								
第1節 交通の安全のための情報の充実	事大2-2-21	○							南あわじ警察署、淡路広域消防事務組合
第2節 安全な運航（運行）の確保	事大2-2-23	○			○				南あわじ警察署
第3節 航空機、車両等の安全性の確保	事大2-2-24								
第3章 災害応急対策への備えの充実	事大2-3-25								
第1節 情報の収集・伝達体制の整備	事大2-3-25	○							
第2節 災害応急活動体制の整備	事大2-3-26	○							
第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え	事大2-3-27	○		○					淡路広域消防事務組合
第4節 緊急輸送活動等への備え	事大2-3-29	○			○				淡路広域消防事務組合、南あわじ警察署、第五管区海上保安本部等
第5節 雑踏事故の予防	事大2-3-30								南あわじ警察署、淡路広域消防事務組合
第6節 防災関係機関の防災訓練の実施	事大2-3-32								
第7節 災害ボランティア活動の支援体制の整備	事大2-3-33			○					社会福祉協議会

第1章 基本方針

第1 計画の目的

交通の安全性の確保及び人命救助・救命を第一義とした応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、体制整備等の、平時からの必要な備えについて定める。

第2 大規模事故災害に関する法令

1 航空関係の国内法体系

航空に関する法体系としては、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定めるとともに、航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営の確保について定めた航空法（昭和27年7月15日法律第231号）をはじめとした①航空法関係、②空港関係、③製造事業関係、④条約関係、⑤行政組織関係、⑥その他の6分野に区分される（別記第1参照）。

2 道路関係の国内法体系

道路に関する法体系としては、道路に関する危険の防止、その他交通の安全と円滑、道路の交通に起因する障害の防止等に関する事項を定めた道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）をはじめとした①道路交通関係、②道路整備関係、③車両関係、④道路運送事業関係、⑤行政組織関係、⑥その他の6分野に区分される（別記第2参照）。

第3 法令に基づく各機関の予防対策に関する責務

交通安全対策基本法（昭和45年6月1日法律第110号）は、交通の安全に関し、国、地方公共団体、車両・船舶の運転者及び航空機乗組員等の責務を定めている。基本的には、道路の設置者等、車両等の使用者及び車両の運転者等の交通安全を確保するため必要な措置が求められている（別記第3参照）。

別記第1 航空災害関係主要国内法体系

(航空法関係)	— 航空法（昭和27年7月15日法律第231号）
	— 自衛隊法（昭和29年6月9日法律第11号）
	— 周辺事態に際して我が国の安全を確保するための措置に関する法律 （平成11年5月28日法律第60号）
(空港関係)	— 空港法（昭和31年4月20日法律第283号）
	— 特別会計に関する法律（平成19年3月31日法律第23号）
	— 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的に設置及び管理に関する法律 （平成23年5月25日法律第54号）
(製造事業関係)	— 航空機製造事業法（昭和27年7月16日法律第237号）
(条約関係)	— 国際民間航空条約（昭和28年10月8日条約第21号）
	— 国際航空業務通過協定（昭和28年10月29日条約第29号）
	— 国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約（昭和28年8月12日条約第17号）
(行政組織関係)	— 国土交通省設置法（平成11年7月16日法律第100号）
	— 独立行政法人航空大学校法（平成11年12月22日法律第215号）
	— 運輸安全委員会設置法（昭和48年10月12日法律第113号）
(その他)	— 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 （昭和42年8月1日法律第110号）
	— 高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律 （平成12年5月17日法律第68号）
	— 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和45年5月18日法律第68号）
	— 航空への危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和49年6月19日法律第87号）
	— 航空機内で行われる犯罪その他ある種の行為に関する条約第十三条の規定の実施 に関する法律（昭和45年6月1日法律第112号）

別記第2 道路関係主要国内法体系

(道路交通関係)	— 道路交通法（昭和35年6月15日法律第105号）
	— 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法（昭和42年8月2日法律第131号）
(道路整備関係)	— 道路法（昭和27年6月10日法律第180号）
	— 国土開発幹線自動車道建設法（昭和32年4月16日法律第68号）
	— 高速自動車国道法（昭和32年4月25日法律第79号）
(車両関係)	— 道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）
(道路運送事業関係)	— タクシー業務適正化臨時措置法（昭和45年5月19日法律第75号）
	— 貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）
	— 自動車ターミナル法（昭和34年4月15日法律第136号）
(行政組織関係)	— 国土交通省設置法（平成11年7月16日法律第100号）
(その他)	— 自動車損害賠償保障法（昭和30年7月29日法律第97号）
	— 自動車損害賠償責任保険特別会計法（昭和30年8月5日法律第134号）
	— 自動車事故対策センター法（昭和48年7月24日法律第65号）
	— 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年6月3日法律第70号）
	— 高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年5月17日法律第68号）

別記第3 交通安全対策基本法における各機関の予防対策に関する責務

責任主体	責 務
国	国民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、陸上交通、海上交通及び航空交通の安全に関する総合的な施策を策定するとともに、これを実施する責務を有する。(第3条)
地方公共団体	住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講じるとともに、当該区域の実状に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。(第4条)
道路等の設置者等	道路、鉄道、軌道、港湾施設、飛行場又は航空保安施設を設置し、又は管理する者は、法令の定めるところにより、その設置し、又は管理するこれらの施設に関し、交通の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。(第5条)
車両等の製造事業者	車両、船舶又は航空機の製造事業者は、製造する車両等の構造、設備及び装置の安全性の向上に努めなければならない。(第6条)
車両の運転者等	車両を運転する者は、法令の定めるところにより始業点検等を行うとともに、歩行者に危害を及ぼさないようにする等、車両の安全な運転に努めなければならない。(第8条第1項)
	航空機乗組員は、法令の定めるところにより出発前の確認、航空保安施設・機能の障害の報告等を行うとともに、航空機の安全な運航に努めなければならない。(第8条第3項)
歩行者の責務	道路を通行するにあたっては、法令を励行するとともに陸上交通に危険を生じさせないように努めなければならない。(第9条)
住民の責務	国及び地方自治体を実施する交通の安全に関する施策に協力する等、交通・安全に寄与するよう努めなければならない。(第10条)

第2章 交通の安全性の確保

第1節 交通の安全のための情報の充実

【危機管理部、南あわじ警察署、淡路広域消防事務組合】

第1 航空交通の安全のための情報の充実

- 1 大阪航空局及び空港管理者は、航空路誌、ノータム等により航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供する。

※空港管理者：空港管理事務所又は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する法律」、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」及び「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」により運営権を設定されている場合は運営権者。

- 2 航空運送事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を態様、要因毎等に分類、整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講じる。また、航空運送事業者は、分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報の活用を促進する。

第2 道路交通の安全のための情報の充実

- 1 道路管理者は、神戸地方気象台による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、神戸地方気象台と協力して、情報を活用できる体制の整備を図る。
- 2 道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にもその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。
- 3 南あわじ警察署は、道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にも交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。
- 4 県及び淡路広域消防事務組合等は、危険物の輸送時の大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード（危険有害物質の性状、処理剤及びその調達先等事故の際に必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行について、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等とともに荷主及び危険物運送事業者への指導に努める。また、危険物運搬車両の交通事故による危険物の漏洩等が発生した場合に、安全かつ迅速に事故処理等を行うため、危険物データベース及び危険物に対応することの可能な装備資機材の整備を図る。なお、総務省消防庁においては、災害時に化学物質の名称が特定できる場合はもちろん、「におい、色、形あるいは一部の文字」などからでも物質を特定し、必要な情報（化学物質の性状、対応要領等）を災害活動現場に迅速かつ効果的に提供できるよう「危険物災害等情報支援システム」を構築しているため、その活用を図る。

第3 気象情報等の充実

大阪管区気象台（神戸地方気象台）は、道路交通、航空交通の安全に係る気象、地象及び水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況又は予・警報等の情報を適時・的確に発表する。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・連絡するための体制並びに施設及び設備の充実を図る。

第4 交通安全の普及啓発活動

市及び県は、南あわじ警察署と相互に連携をして、広く住民の交通安全の普及・啓発に努めるため、「ストップ・ザ・交通事故」等を推進する。また、県、県警察本部等は、「ひょうご交通安全憲章」の普及啓発に努めるとともに、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき、幼児から高齢者に至るまでの段階的かつ体系的な交通安全教育の推進を図る

第2節 安全な運航（運行）の確保

【危機管理部、産業建設部、南あわじ警察署】

第1 航空機の安全な運航の確保

1 航空関係諸規則の遵守の徹底等

大阪航空局は、航空運送事業者等に対し、航空関係諸規則の遵守の徹底を指導する。

2 教育訓練の充実等

大阪航空局は、航空運送事業者等に対し、航空関係諸規則の遵守の徹底を指導する。

- (1) 大阪航空局及び空港管理者は、航空路誌、ノータム等により航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供する。
- (2) 大阪航空局は、航空運送事業者等に対し、過去の事故実例等を参考にした教育訓練内容の設定及びその実施を指導する。
- (3) 大阪航空局は、航空運送事業者等の行う教育訓練の実施状況を把握し、必要に応じてその改善・充実を図る。
- (4) 大阪航空局は、航空運送事業者に対し、定期的に行う安全指導において適切な運航管理体制の整備、安全意識の高揚その他事故防止に資する事項について重点的な点検を行う。
- (5) 大阪航空局は、必要に応じて空港管理者、航空運送事業者等に対し、空港施設等の保安態勢について指導する。

第2 道路施設等の整備等

- 1 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努める。
- 2 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- 3 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。
- 4 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

第3 近畿運輸局による運行管理の推進

近畿運輸局は、運行管理者等に対する講習を実施し、その資質の向上を図るなど、自動車運送事業者の運行管理体制の充実強化を図る。

第4 安全運転の啓発

市、県及び南あわじ警察署は、自動車の運転者及びこれから運転免許を取得しようとする者を含めた運転者教育等の充実に努める。また、企業・事業者等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全管理対策の推進及び自動車運送事業者等の行う運行管理の充実を図るとともに、交通労働災害の防止等を図るための取り組みを支援する。

第5 主要交通施設の被災防止対策等の推進

近畿地方整備局及び県等は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、住民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施する。

第3節 航空機、車両等の安全性の確保

第1 航空機乗組員等の点検

航空機乗組員等は、法令の定めるところにより、出発前の確認を行う。

第2 住民等による自動車の点検の実施

車両を運転しようとする者は、法令の定めるところにより、始業点検等を行う。

第3 近畿運輸局等の意識啓発運動

市は、近畿運輸局等に協力し、自動車車両の安全性の確保を図るため、自動車使用者に対して、適切な保守管理を啓発する。

第3章 災害応急対策への備えの充実

第1節 情報の収集・伝達体制の整備

【危機管理部】

第1 情報の収集・伝達体制の整備

- 1 大阪航空局、近畿運輸局、近畿地方整備局、第五管区海上保安本部、県、市、航空運送事業者、道路管理者及び空港管理者等は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・伝達体制の整備を図る。
- 2 大阪航空局、近畿運輸局、近畿地方整備局、第五管区海上保安本部、県、市は、機動的な情報収集を行うため、必要に応じて、航空機、巡視船、車両などの多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビ電送システム等画像情報の収集・伝達システムの整備を推進する。
- 3 大阪航空局、近畿運輸局、近畿地方整備局、第五管区海上保安本部、県、市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・伝達にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備に努める。
- 4 大阪航空局、近畿運輸局、近畿地方整備局、県、市は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- 5 県、市は、緊急時の情報の収集・伝達体制を整備し、以下の資料を備えておく。
 - (1) 関係機関の所在地、電話、FAX番号等の一覧表
 - (2) 関係機関相互の連絡経路
- 6 県は、迅速な人命救助・救命の観点から、フェニックス防災システムの情報のインターネット上における提供などを推進し、災害拠点病院等との災害情報の共有化を図る。
- 7 県、市は、県警察本部や医療機関、事業者等による、従来からの安否情報の提供に加えて、それを補完する仕組みとして、消防庁が構築した安否情報システムを活用した自治体による安否情報の収集・提供の仕組みづくりについて検討する。

第2 通信手段の確保

県、市、関係機関等は、災害発生時における通信手段を確保するため、以下の事項に留意する。

- (1) 非常通信体制の整備
- (2) 災害発生時の通信手段の確保に関する体制整備
- (3) 通信手段の定期的点検、機器操作習熟のための訓練・研修の実施
- (4) 通信機器等の平時利用
- (5) 平時からのフェニックス防災システムの積極的利用
- (6) 最新の通信・情報処理システムの調査、より効果的な情報収集・伝達システムの研究

第2節 災害応急活動体制の整備

【危機管理部】

第1 職員の体制

市は、災害発生時における職員の体制について、夜間、休日に災害が発生した場合における電話連絡網、防災ネット、携帯メール等を使った参集体制等をあらかじめ取り決めておき、職員に対しては定期的な訓練を通じ、周知徹底する。

第2 防災関係機関相互の連携体制

- 1 県、市及びその他防災関係機関は、事故災害時における円滑な連携確保を図るため、平時から定例的な情報交換の場づくりや現地調整所等の設置を想定した訓練の実施等により、連携強化に努める。
- 2 県は、災害発生時において協力を要請する機関に対し、あらかじめ相互応援に関する協定を締結する等、平時から連携の強化に努める。
- 3 県及び消防機関は、消防の応援について近隣市町間及び全県的な協定の締結を推進する等、消防相互応援体制の整備に努める。

第3 専門家、専門機関等との連携

県は、大規模事故災害発生時において、専門的な見地から助言等の協力を得るため、大規模事故災害に係る専門的知識を有し協力を得ることが可能な専門家・専門機関等との連携を図る。

(専門分野例)

- (1) 災害時医療救護活動（初期治療の調整、負傷者搬送や「救護班」派遣調整への助言等）
- (2) 災害医療（広範囲熱傷、多発外傷、化学物質等の中毒等への治療）
- (3) 化学物質等の取扱い
- (4) 航空機、道路等の各災害の応急対策（道路構造物の被災等への対応等）
- (5) こころのケア
- (6) 社会心理及び災害広報
- (7) その他必要な分野

第4 地域における平常時からの備え

- 1 自主防災組織や企業（事業所）等は、研修や訓練等を通じて防災力の向上に努めるとともに、相互に連携した防災訓練の実施や防災協力協定の締結など、連携強化に努め、市はこうした取り組みの促進を図る。
- 2 県、市は、普通救命講習などを通じて、二次災害が起きないように、住民等が安全第一とした救助活動を行うための留意点等の徹底を図る。

第3節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え 【危機管理部、市民福祉部、淡路広域消防事務組合】

第1 搜索活動関係（主に航空災害）

- 1 大阪航空局は、搜索活動に従事する関係防災関係機関に対して情報を伝達する体制を維持・整備する。
- 2 第五管区海上保安本部は、搜索活動を迅速かつ的確に実施するため、搜索活動に有効な資機材の整備を行う。
- 3 県は、搜索活動に従事するため、ヘリコプターの受援体制の確保に努める。
- 4 県、県警察本部、市は、搜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努める。

第2 救助・救急関係

- 1 県、市及び道路管理者は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- 2 自衛隊、第五管区海上保安本部、県、市及び県警察本部は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。
- 3 淡路広域消防事務組合は、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう、救急業務計画を定める。
- 4 市は、負傷者の迅速な搬送のため、学校のグラウンド等が避難所として使用されていない場合に臨時ヘリポートとして使用できるよう、平時から関係者間で協議、調整を図る。

第3 医療活動関係

- 1 近畿厚生局、県、市、日本赤十字社兵庫県支部及び災害拠点病院等の医療機関は、負傷者が多人数に上る場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄等に努める。
- 2 空港管理者、道路管理者、県及び市は、災害発生時の第一報（災害発生の場所、規模等）が重要であることから、あらかじめ、次の機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関との連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。
 - (1) 空港管理者、道路管理者と医療機関、淡路広域消防事務組合及び市
 - (2) 淡路広域消防事務組合と医療機関
 - (3) 医療機関相互
- 3 県、淡路広域消防事務組合、日本赤十字社兵庫県支部、（一社）兵庫県医師会等は、発災時に、医療救護活動を適切に行うことができるよう、平時から県広域災害・救急医療情報システムの活用を努める。

また、平時から淡路広域消防事務組合は、災害拠点病院等との連携に努め、災害時には医療的見地から助言を受けることができるよう連絡体制を整備する。

- 4 県は、広域災害・救急医療情報システムの充実に、災害医療センターの整備に併せて行うとともに、同センターにおいて夜間等も含めて、必要に応じて搬送先の調整を行う。また、県、市等は、各2次保健医療圏域毎に、医療機関相互の応援体制や広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用した発災直後の医療、対応の具体的手順、市の役割である医薬品及び飲料水の備蓄並びに市町単位の災害対応病院から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の災害時保健医療マニュアルを定め、特に、初動時に災害対応病院を中心として、災害現場へ迅速に「救護班」を派遣できる体制を整備する。
- 5 県は、災害拠点病院が初動時に、自らの判断に基づき、速やかに兵庫DMAT等の派遣を行った場合でも状況によって、県からの要請に基づいた派遣・活動として扱う。
- 6 県は、災害拠点病院の医師に、災害医療コーディネーターを委嘱し、初動時に院内調整や自主判断による「救護班」の派遣、さらに被災地における被災患者の搬送先や「救護班」等の派遣及び受入調整等の役割を担うことを明確にする。
- 7 医療機関、消防機関、県警察本部等は、自動車からの危険物等の流出事故など化学物質をはじめとする様々な物質を想定した行動マニュアルの策定、マニュアルに基づいた訓練、化学物質等の特性や資機材の取り扱いに関する研修を行うとともに、個人的防護装備（ヘルメット、毒ガス用マスク、防護衣、手袋等）、情報伝達用装備（災害救急医療端末、防災行政無線、携帯電話、FAX等）、医療用装備（簡易ストレッチャー、点滴台、救急医薬品、救急医療用具等）等の装備品の必要に応じた備蓄を検討する。
- 8 県は、消防機関又は医療機関からの照会に応じ、多発外傷、広範囲熱傷、化学熱傷、化学物質等の中毒を伴う負傷者に対応可能な医療機関への搬送について、情報提供する体制を整備する。
- 9 県、市等は、県広域防災センターに「がれき救助訓練施設」を整備・活用し、レスキューや医療チームの育成を図る。

第4 消火活動関係

- 1 消防機関等は、平時より機関相互の連携の強化を図る。
- 2 空港管理者及び市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。
- 3 道路管理者、消防機関、市等は、平時より機関相互の連携強化を図る。

第4節 緊急輸送活動等への備え

【危機管理部、産業建設部、淡路広域消防事務組合、南あわじ警察署、第五管区海上保安本部等】

第1 緊急輸送活動への備え

- 1 県警察本部、市は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。また、県警察本部は、必要に応じて、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者との間に締結している「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」の活用を図る。
- 2 県、市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地の活用を図り、災害時における航空輸送を確保する。
- 3 県警察本部は、発災後において、交通規制が実施された場合、車両の運転手の義務等について、周知を図る。
- 4 第五管区海上保安本部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて、船舶の交通を制限し、又は禁止する。

第2 危険物等の流出時における防除活動関係

県、市、道路管理者等は、危険物等の流出等に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

第3 関係者への的確な情報伝達活動関係

- 1 航空運送事業者等は、多数の死傷者が生じた場合に、関係機関と協議して、安否確認情報の提供窓口を設置する体制の整備に努める。
- 2 県、市等は、発災後の経過に応じて、被災者の家族等に提供すべき情報について、整理しておく。
- 3 県、市及び放送事業者等は、大規模事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

第4 復旧への備え

道路管理者は、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、体制及び資機材を整備することに併せて、円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図等の資料を整備し、資料の被災を回避するために複製を別途保存するように努める。

第5 再発防止対策の推進

- 1 大阪航空局又は近畿運輸局は、運輸安全委員会の勧告及び建議等を踏まえて、同種事故の再発防止のために、必要な安全対策の実施を図る。
- 2 道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第5節 雑踏事故の予防

【南あわじ警察署、淡路広域消防事務組合】

第1 雑踏の特殊性

祭礼、公営競技、花火大会、興業その他の行事等の会場及びその周辺等、特定の場所に多数の者が一時的に集合することに起因し、転倒、異常行動等により死傷者が生じる雑踏事故の防止に関して行事等の主催者が留意すべき事項等について定める。

第2 行事等の主催者等の留意事項

- 1 行事等の主催者等は、行事等の規模、内容等に応じた実施計画において次の事項を定める。
 - (1) 会場及び周辺の施設の配置等を勘案した警備員等の配置及び警察官、警察署との連絡体制
 - (2) 消防機関への連絡及び警備員等による救助等、事故発生時の初動対応並びに消防機関と連携した救急・救護体制
 - (3) 事故発生時に負傷者を受け入れる医療機関の確保など（一社）南あわじ市医師会及び医療機関との協力体制
 - (4) 事故発生直後に第一報を入れるべき機関の一覧表及び連絡先
- 2 行事等の主催者等は、行事等の開催等にあたり行事内容、雑踏警備に係る体制や緊急時の救急・救命体制等について消防機関、警察署、（一社）南あわじ市医師会、医療機関等と連絡調整を行う。
- 3 行事等の主催者等は、行事等の実施計画の内容を十分に検討するとともに、施設管理者、消防機関、南あわじ警察署等に助言を求めるなど、事故防止に万全を期す。
- 4 行事等の主催者等は、行事等の会場及び周辺の施設等の配置、人出の予想及び周辺の医療機関の状況等から必要と認められる場合は、救護のための場所をあらかじめ確保し、（一社）南あわじ市医師会等から協力を得て現地への医療関係者の派遣を受ける。
- 5 行事等の主催者等は、行事等の参加者に雑踏事故の危険性を認識させ、雑踏の中で歩行する際には、主催者、警備員、警察官等の指示に従い、秩序ある行動をとるよう呼びかける。

第3 消防機関

- 1 事故発生時の主催者等の対応体制について、事前に主催者等と調整を行うとともに、必要な警戒体制を確保する。

特に、緊急車両の進入路を確認するとともに、必要に応じ、その確保を主催者等に要請する。また、行事等が市の境界付近において開催される場合には、隣接市との連携に十分配慮する。
- 2 （一社）南あわじ市医師会及び医療機関との連携を図り、行事等の開催される当日の地域内の医療機関の救急体制を確認し、多数の傷病者が発生した場合に、医師の派遣の要請及び隣接地域等を含めた搬送先の医療機関の確保を的確に行うことができるようにする。

- 3 行事等の開催中においては、会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施するうえで必要な情報を収集し、状況を的確に判断できるよう努める。

第4 医療機関等

- 1 (一社)南あわじ市医師会は、行事等の主催者等から事故発生時に負傷者等を搬送する医療機関、医療関係者の派遣等について協力を求められた場合は、これに協力するよう努める。
- 2 (一社)南あわじ市医師会から、事故発生時の負傷者等の受け入れ、医療関係者の派遣等について協力を求められた医療機関は、行事等の主催者等、消防機関等と連絡をとり、これに協力するよう努める。

第5 警察署

- 1 事前に行事等の主催者等と緊密な連携を保ち、行事等の内容、当該場所の地理的条件(群集が集合し、又は通過する施設、場所及び地域の状況)、群集に対する広報活動の手段、人手の予想等を把握して情勢判断を的確に行うなど、必要な準備のうえ、雑踏警備計画を策定し、当日には、合理的かつ効果的な部隊活動により、事件事故等の防止を図る。
- 2 自主警備を実施する行事等の主催者等に対しては、自主警備計画の策定段階から、必要な指導、助言を積極的に行う。

第6 県及び市

1 主催者等への周知

県、市は、関係部局間で調整を図りながら雑踏事故の防止等のため、行事等の主催者に以下の事項について周知徹底に努める。

- (1) 行事の開催にあたり、行事内容、事故発生時の対応体制等について、事前に南あわじ警察署及び淡路広域消防事務組合並びに(一社)南あわじ市医師会及び医療機関と連絡調整を行うこと
- (2) 事故が発生した場合には、迅速に南あわじ警察署及び淡路広域消防事務組合並びに(一社)南あわじ市医師会、医療機関及び県(災害対策センター)にその旨通報すること。

2 県による広域支援の調整

県は、行事等の主催者等から要請があった場合で、行事等の規模、開催場所等を考慮し、広域支援を行う必要があると判断したときは、行事等の実施計画に関する関係機関の協議の場に参画し、情報伝達体制、広域支援等について助言する。

第6節 防災関係機関の防災訓練の実施

第1 各機関の訓練の実施

空港管理者、航空運送事業者、道路管理者、淡路広域消防事務組合、南あわじ警察署、県、指定地方行政機関等は、相互に連携し、次の種類の訓練を実施する。

1 図上訓練

関係機関、又は一部関係機関の訓練担当者による机上での訓練

2 部分訓練

各関係機関の役割分担を中心とした訓練

3 情報伝達訓練

関係機関の情報伝達を中心とした訓練

4 総合訓練

関係機関が、それぞれの訓練の成果を基に実施する総合的な訓練

第2 訓練への参加

県、市、関係する指定地方公共機関は、国等の実施する防災訓練に積極的に参加し、関係機関の連携、役割分担等について確認する。

第3 訓練の工夫

各機関が訓練を行うにあたっては、多様な形態の大規模事故を想定するなど、実戦的なもの（トリアージタグ使用、記入、回収、保管等を含む）となるよう工夫するとともに、相互の連携体制等の整備を図る。

第4 事後評価

各機関は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

第7節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

【市民福祉部、社会福祉協議会】

第1 趣旨

災害ボランティア活動の支援体制の整備について定める。

第2 災害ボランティア活動の環境整備

1 災害ボランティア活動支援マニュアルの作成

県の「災害ボランティア活動支援指針」を参考に、社会福祉協議会は、市災害ボランティア活動支援マニュアル等の作成に努める。

2 受入体制の整備

社会福祉協議会は、大規模災害等が発生した場合に備え、次の事項を内容とする災害ボランティアの受入体制の整備に努める。

- (1) ボランティア団体等とのネットワークの構築
- (2) 災害時に活動できるボランティアコーディネーターの育成支援
- (3) 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上

市は、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、災害ボランティアと行政や住民等が連携した訓練等）の実施に努める。

(4) ボランティア活動の拠点施設の整備

市は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。

- (5) 感染症の拡大が懸念される状況下では、県及び市は、感染予防措置を徹底することとする。ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図り、また、県は、災害ボランティアのPCR検査費用を支援するなど派遣環境を整備する。

3 資機材等の確保等

あらかじめ災害ボランティアに貸し出せる資機材を把握し、災害時に使用許可、貸出等の迅速かつ柔軟な手続きを整備する。

また、一輪車、スコップ、じょれんなど、特別な技術や能力、資格が不要で誰もが使用できる簡易なボランティア用資機材の備蓄や、ホームセンター等との間で災害時資機材の応援協定の締結を行う等の確保に努める。

第3 ボランティアの育成

災害時の応急対策活動において、ボランティアの協力は極めて大きな援助となるため、次によりボランティアの育成に努める。

- (1) ボランティアの防災への理解を深めるため、防災知識、人命救助等について情報提供を行う。また、県が実施している災害ボランティア登録・研修制度への加入促進を図る。
- (2) 市外からのボランティアの受け入れ体制について検討する。
- (3) 自治会、自主防災組織、女性会等各種団体に、防災活動やボランティアについての情報提供を行うとともに、救命講習会の活用を通じて必要な知識、技術を学ぶ講習会を開催し、災害時にボランティア的な役割を担ってもらえるよう努める。
- (4) 自治会、自主防災組織、女性会等各種団体相互で連携し、情報共有等を行えるような場を設置するとともに、活動拠点の整備を促進する。

第4 ボランティアセンターの設置

市及び市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置を行うとともに、ボランティアに貸し出す資機材の整備及びボランティアの活動場所の確保を行う。

災害ボランティアの受け入れについて、平時から自主防災組織等住民との円滑な関係づくりを行い、災害時には、被災地域のボランティアのニーズを把握し、ボランティア団体等への情報提供支援を実施する。

※ 資料編 「3-2 災害時応援協定等一覧」

3 災害応急対策計画

役割分担表..... 事大 3-0-37

第1章 基本方針..... 事大 3-1-39

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立..... 事大 3-2-47

第3章 円滑な災害応急活動の展開..... 事大 3-3-62

<役割分担表>

		第1章 基本方針	第2章 迅速な災害応急 活動体制の確立	第1節 情報の収集・伝達	第2節 動員の実施	第3節 組織の設置	第4節 防災関係機関等 との連携促進	第5節 自衛隊への派遣 要請	第6節 専門家、専門機 関等への協力要請	
ページ		事大 3-1-39	事大 3-2-47	事大 3-2-47	事大 3-2-54	事大 3-2-55	事大 3-2-56	事大 3-2-57	事大 3-2-61	
本部事務局	資料作成班			○			○	○		
	情報分析班			○			○	○		
	情報発信班			○			○	○		
	広報班			○			○	○		
	電話対応班			○			○	○		
	救助消火捜索班									
ロジチーム	人事総務班									
	財務・庁舎班									
人命救助・輸送 確保チーム	輸送ルート確保班									
避難所対 策チーム	健康福祉 グループ	救護対策班								
		福祉対策班								
		保健対策班								
		ボランティア班								
	避難所配備職員									
	物資 グループ	食料・飲料班								
		整備・用品班								
給水班										
環境・生活支援 チーム	トイレ班									
	廃棄物処理班									
	遺体班									
	被害認定班									
	生活支援班									
生活基盤・住宅 チーム	下水班									
	二次災害防止班									
	住まい対策班									
教 育 班										
子 育 て 班										
特 命 班										
関係機関	淡路広域消防事務組合			○						
	南あわじ警察署			○						
	上記以外			○						

		第3章 円滑な災害応急 活動の展開	第1節 救援・救護活動 等の実施	第2節 緊急輸送活動及 び代替輸送	第3節 こころのケア対 策の実施	第4節 遺体の保存、身 元確認等の実施	第5節 雑踏事故の応急 対応	第6節 危険物等への対 策の実施	第7節 災害情報の提供 と相談活動の実施
ページ		事大 3-3-62	事大 3-3-62	事大 3-3-71	事大 3-3-73	事大 3-3-75	事大 3-3-76	事大 3-3-78	事大 3-3-82
本部事務局	資料作成班							○	
	情報分析班							○	
	情報発信班							○	
	広報班							○	○
	電話応対班							○	
	救助消火捜索班		○						
ロジチーム	人事総務班								
	財務・庁舎班								
人命救助・輸送 確保チーム	輸送ルート確保班		○	○					
避難所対 策チーム	健康福祉 グループ	救護対策班		○		○		○	
		福祉対策班							
		保健対策班							
		ボランティア班							
	避難所配備職員								
物資 グループ	食料・飲料班								
	整備・用品班								
	給水班								
環境・生活支援 チーム	トイレ班								
	廃棄物処理班								
	遺体班					○			
	被害認定班								
	生活支援班								○
生活基盤・住宅 チーム	下水班								
	二次災害防止班								
	住まい対策班								
教 育 班									
子 育 て 班									
特 命 班									
関係機関	淡路広域消防事務組合		○				○	○	
	南あわじ警察署			○		○	○	○	
	上記以外		○	○	○		○	○	○

第1章 基本方針

第1 計画の目的

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、県、市その他防災関係機関の緊急時の情報収集、伝達体制、組織体制、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制及び必要な対策について定める。

第2 応急対策の概要

大規模事故災害による被害は、局地的に発生するため、基本的には、事業者等及び市が中心となって対応することとし、県は、原則として、市からの要請に基づき、市で対応できない場合に市の支援を行う。また、防災関係機関は、災害の規模・態様に応じて本編に定める応急対策のうち、必要な対策を実施する。

1 航空災害

航空運送事業者は、自己の運搬する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、速やかにその情報を国土交通省・空港管理者及び県に連絡する。国土交通省は、航空機の墜落等の大規模な航空事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を官邸（内閣情報調査室）、関係省庁（内閣府、警察庁、防衛省、海上保安庁、消防庁、気象庁等）、県及び関係指定公共機関に行う。県は、入手した情報を市、関係機関等へ連絡する。

また、機長は、旅客の救助及び、地上又は水上の人又は物件に対する危難の防止に必要な手段を尽くす（航空法第75条）。

さらに必要に応じ、国（警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁）、県、市町等は、捜索、救助、消火、医療活動等を実施する。

2 道路災害

道路構造物の被災等により大規模な通行障害等が発生した場合、道路管理者は速やかに国土交通省（近畿地方整備局）及び県に連絡する。雑踏事故の場合、行事等の主催者等は、淡路広域消防事務組合、南あわじ警察署及び県に連絡する。県は、入手した情報を関係市町、関係機関等へ連絡する。

また、車両等の交通による人の死傷又は物の損壊があったときは、当該車両の運転者その他の乗務員は、直ちに、車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等、必要な措置を講じるとともに、最寄りの警察官に報告する（道路交通法第72条）。

さらに、必要に応じて、国（警察庁、消防庁、防衛省及び海上保安庁）、県、市等は、救助、消火、医療活動等を実施する。

第3 応急対策の主な流れ

1 航空災害

航空機の墜落等の場合

事項	航空運送事業者 ・発見者	国	県	県警	市(消防)	医療機関等
事故等の発生	・事故等発生の通報 ・乗客名簿の関係機関への提出 [航空運送事業者]	・事故等発生の通報の受領・伝達 ・関係省庁連絡会議の開催	・事故等発生の通報の受領・伝達 ・県消防防災ヘリ等による情報収集活動	・事故等発生時の通報の受理 ・事故発生地を管轄する警察署員等を派遣し、情報収集	・事故等発生の通報の受領・伝達 ・消防職員等を事故発生現場に派遣し、情報収集	・事故等発生の通報の受領
組織の設置		・非常災害対策本部の設置 ・現地対策本部の設置 ・現場指揮所等の設置 ・調査団の派遣あり	・現地調査班の派遣 ・現地支援本部等の設置	・兵庫県警察大規模事故災害対策本部(対策室)の設置		
関係機関との連携促進	・関係機関の密接な連携	・関係機関の密接な連携 ・広域緊急援助隊派遣 ・緊急消防援助隊派遣 ・自衛隊派遣ありあり ・海上保安本部の活動	・関係機関の密接な連携 ・必要に応じて、国、他の都道府県、市町への応援要請等 ・必要により自衛隊派遣要請	・関係機関の密接な連携	・関係機関の密接な連携 ・必要に応じて県等へ応援要請	・関係機関の密接な連携
		・東京救難調整本部を通じ、相互に連携した捜索活動の実施 ・海上保安本部、自衛隊の捜索活動	・県消防防災ヘリ等による捜索活動	・交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員による捜索活動等 ・警察用航空機・船舶等を活用した捜索活動	・消防職員、消防団員等による捜索活動	
救助	・旅客の救助・地上又は水上の人又は物件に対する危難の防止活動 [機長]	・海上における海上保安本部等の救助活動		・事故現場等の警戒警備 ・救助活動	・負傷者数及び搭乗者数の把握 ・現地救護所の設置 ・搭乗者の救助活動	
消火					・消火救難活動あり ・必要に応じて、警戒区域の設定	
避難誘導・二次災害防止				・航空機が人家密集地域へ墜落した場合等被害が拡大する場合には、迅速に立入禁止区域を設定し、地域住民等の避難誘導を実施	・航空機が人家密集地域へ墜落した場合等被害が拡大する場合には、迅速に立入禁止区域を設定し、地域住民等の避難誘導を実施	
医療		・国立大学病院からの「救護班」の派遣 ・陸上自衛隊による医療救護活動、負傷者の搬送等の実施	・市町からの要請を受け、県立病院の「救護班」の派遣や医療機関に「救護班」の派遣を要請等 ・必要に応じて県消防防災ヘリによる搬送及び他機関ヘリへの出動要請等 ・必要に応じて、多発外傷、広範囲熱傷等特殊な医療への対応可能病院を消防、医療機関に紹介		・現地救護所で重症度に応じた分類及び必要な応急手当の実施 ・医療機関と連携をとった医師、「救護班」の派遣及び搬送先医療機関の確保 ・対応可能な医療機関等への分散搬送	・要請に基づく医師、「救護班」の派遣 ・事故現場でのトリアージ・医療活動 ・災害拠点病院(災害医療コーディネーター)による、消防機関からの問い合わせに応じた医療上の助言

事項	航空運送事業者 ・発見者	国	県	県警	市(消防)	医療機関等
交通規制				・交通規制の実施		
危険物等への対策	・航空危険物輸送の有無を関係機関に連絡 [航空運送事業者]		・消防と連携した物質の特定等 ・必要に応じて、危険物等の専門家・専門機関等を淡路広域消防事務組合等に紹介等	・消防と連携した物質の特定等	・危険物等の漏洩の場合、物質の特定、現場の安全確認、負傷者等の移動、除染等必要な措置を実施	
関係者への情報伝達	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	
その他				・遺体の見分 ・遺体の身元確認		・医師による死亡確認

2 道路災害

(1) 一般的な道路災害の場合（高速道路での危険物流出は除く。）

事項	運転手・道路管理者・発見者	国	県	県警	市（消防）	医療機関等
事故等の発生	・事故等の発生の通報	・事故発生の通報の受領・伝達 ・関係省庁連絡会議の開催	・事故等発生の通報の受領・伝達	・事故等発生時の通報の受領 ・事故発生地を管轄する警察署員等を現場に派遣し情報収集	・事故等発生の通報の受領・伝達 ・被災状況の早急な把握	・事故等発生の通報の受領
組織の設置		・非常災害対策本部の設置 ・現地対策本部の設置 ・調査団の派遣あり	・現地調査班の派遣 ・現地支援本部等の設置	・兵庫県警察大規模事故災害対策本部（対策室）の設置	・現地指揮所等の設置	
関係機関等との連携促進	・関係機関の密接な連携	・関係機関の密接な連携 ・広域緊急援助隊派遣 ・緊急消防援助隊派遣 ・自衛隊の派遣あり	・関係機関の密接な連携 ・必要に応じ、国、他の都道府県、市町等への応援要請等 ・必要により自衛隊派遣要請	・関係機関の密接な連携	・関係機関の密接な連携 ・消防相互応援協定締結先への応援要請	・関係機関の密接な連携
救助	・車両の運転手等による負傷者救護 ・道路管理者による救助活動への協力			・事故現場等の警戒警備 ・救助活動	・応急救護所の設置 ・救助活動（高速道路での災害では、事故現場へのアクセスに配慮した救出活動を実施）	
消火	・道路管理者による消防機関と連携協力した消火活動				・消火活動（消防）（トンネル内火災の場合には、濃煙、熱気等に配慮した消火活動を実施）	
避難誘導・二次災害防止	・車両の運転手等による危険防止措置 ・警察と連携した迅速な立入禁止区域の設定・交通規制の実施 ・救出活動にあたり、山崩れ等による二次災害防止のための監視員の配置〔以上管理者〕			・道路災害が通行量の多い道路で発生した場合その他被害が拡大するおそれがある場合、迅速な立入禁止区域の設定、通行者・通行車両等に対する交通規制・避難誘導の実施 ・山崩れ等による二次災害防止のため、監視員等を配置		

事項	運転手・道路管理者・発見者	国	県	県警	市（消防）	医療機関等
医療		<ul style="list-style-type: none"> 国立大学病院からの「救護班」の派遣・陸上自衛隊による医療救護活動、負傷者の搬送の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 市から要請を受け県立病院の「救護班」の派遣。また、医療機関に「救護班」の派遣等要請等 必要に応じて県消防防災ヘリ等による搬送の実施 必要に応じて、多発外傷、広範囲熱傷、化学熱傷、化学物質の中毒等に対応可能な医療機関の消防、医療機関等への紹介 		<ul style="list-style-type: none"> 現地救護所で重症度に応じた分類及び必要な応急手当の実施 対応可能な医療機関等への分散収容 医療機関と連携をとった、医師、「救護班」の派遣及び搬送先医療機関の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 要請に基づく医師、「救護班」の派遣 事故現場でのトリアージ・医療活動 災害拠点病院（災害医療コーディネーター）の消防機関からの照会に対する医療上の助言
危険物等への対策（高速道路での危険物の流出の場合は別紙）	<ul style="list-style-type: none"> 危険物等の積載の有無を報告（自動車の運転手） 		<ul style="list-style-type: none"> 消防と連携した物質の特定等 必要に応じて、危険物等の専門家、専門機関等を消防機関等に紹介等 	<ul style="list-style-type: none"> 消防と連携した物質の特定等 危険物の漏洩等の場合に、地域住民等の避難誘導等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 危険物の漏洩等の場合、現場の安全確認、物質の特定、負傷者等の移動、除染等を実施 危険物の漏洩等の場合、必要に応じ、管轄の警察署の協力を得て付近住民の避難誘導を実施 必要に応じ、県に専門家の紹介を要請 	
関係者への情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者による迅速・的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧活動 迂回路の設定〔管理者〕 		<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じた道路啓開のための建設業協会への重機出動依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 被災現場及び周辺地域並びにその他の地域における交通安全施設の緊急点検の実施 		

(2) 高速道路での危険物流出の場合

事項	運転手・道路管理者・発見者	国	県	県警	市（消防）	医療機関等
事故等の発生	<ul style="list-style-type: none"> 事故等の発生の通報 事故状況確認 関係機関が必要とする情報の提供〔以上事業者〕 	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生の通報の受領・伝達 関係省庁連絡会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生の通報の受領・伝達 現場の状況により、関係物質に関する情報を入手し関係機関に情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領 事故状況確認、消防への通報 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生の通報の受領・伝達 被災状況確認、警察への通報 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生の通報の受領
組織の設置		<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 現地対策本部の設置 調査団の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査班の派遣 現地支援本部等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県警察大規模事故災害対策本部（対策室）の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 現地指揮所等の設置 	

第3編 災害応急対策計画
第1章 基本方針

事項	運転手・道路管理者・発見者	国	県	県警	市（消防）	医療機関等
関係機関等との連携促進	・関係機関の密接な連携	・関係機関の密接な連携	・関係機関の密接な連携 ・必要に応じ、国、他の都道府県、市町等への応援要請等 ・必要により自衛隊派遣要請	・関係機関の密接な連携 ・現場指揮所等での連携 ・消防等関係機関と調整して、任務分担を行い、連携して現場活動にあたる。	・関係機関の密接な連携 ・消防相互応援協定締結先への応援要請 ・現場指揮（出動した各機関は、原則として、警察又は消防の指揮の下に活動。また、状況に応じて協議を実施）	・関係機関の密接な連携 ・県、消防、警察からの要請を受けて応援実施〔関係団体〕 ・淡路広域消防事務組合等からの要請に基づく応援〔高圧ガス地域防災協議会加入防災事業所〕
救助				・事故現場等の警戒警備 ・救助活動	・救助活動 ・多数の負傷者が発生した場合、安全な場所に現地救護所を設置	
消火					・火災・爆発鎮圧	
避難誘導・二次災害防止	・警戒区域の設定（積載物質の毒性等の性状、また火災の状況等を考慮して設定） ・周辺広報の実施〔以上管理者〕			・警戒区域の設定 ・避難指示 ・周辺広報の実施	・警戒区域の設定 ・避難指示 ・周辺広報の実施	
医療		・国立大学病院からの「救護班」の派遣 ・自衛隊の「救護班」の派遣	・市から要請を受け県立病院の「救護班」を派遣。また、医療機関に「救護班」の派遣を要請等		・現地救護所で重症度に応じた分類及び必要な応急手当の実施 ・対応可能な医療機関等への分散収容 ・医療機関と連携をとった、医師、「救護班」の派遣及び搬送先医療機関の確保	・要請に基づく医師、「救護班」の派遣 ・事故現場でのトリアージ・医療活動 ・災害拠点病院（災害医療コーディネーター）による、消防機関からの問い合わせに応じた医療上の助言
交通規制	・交通規制の実施〔管理者〕			・交通規制の実施（現場の状況により交通遮断及びインターチェンジ閉鎖を実施）		

事項	運転手・道路管理者・発見者	国	県	県警	市（消防）	医療機関等
危険物等への対策（物質特定） (防除)	<ul style="list-style-type: none"> 物質の特定 処理方法の確認 拡大防止〔以上事業者、管理者〕 		<ul style="list-style-type: none"> 物質の特定 処理方法の確認（物質の特定は、標識、イエローカード、発送元等の確認で実施） 	<ul style="list-style-type: none"> 物質の特定 処理方法の確認 拡大防止（漏洩箇所の密閉等） 	<ul style="list-style-type: none"> 物質の特定 処理方法の確認 拡大防止 	<ul style="list-style-type: none"> 物質の特定応援 処理方法の確認応援 拡大防止の応援〔以上関係団体（日本中毒情報センター等）〕
	<ul style="list-style-type: none"> 資機材所在確認 資機材手配・運搬 処理人員手配派遣（処理に特殊技能を有する人材が必要な時には発送元製造メーカー等に依頼） 回収車両の手配・派遣 処理実施 事故車両撤去 水質汚染等を考慮した路面清掃等事後処理〔以上事業者、管理者〕 		<ul style="list-style-type: none"> 資機材所在地確認（特殊な処理材等が必要なときは、発送元、製造メーカー等に確認） 必要に応じ、資機材の搬送に県消防防災ヘリ等を活用（高速道路上での事故のため、車両による搬送が困難な場合等） 	<ul style="list-style-type: none"> 資機材運搬の誘導 処理人員の誘導 回収車両の誘導（回収車両は、積載物質を積み替える必要がある場合に、事業者・管理者が運送業者等を通じて手配） 	<ul style="list-style-type: none"> 資機材所在確認 処理実施（積載物質の毒性等の性状、また火災の発生等を考慮しながら、回収等の作業を実施） 	<ul style="list-style-type: none"> 資機材所在確認応援 資機材手配・運搬応援 処理人員手配・派遣応援 回収車両の手配・搬送応援 処理実施応援〔以上関係団体〕

(3) 雑踏事故の場合

事項	運転手・道路管理者・発見者	国	県	県警	市（消防）	医療機関
事故等の発生	<ul style="list-style-type: none"> 事故の発生の通報 	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生の通報の受領・伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生の通報の受領・伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生時の通報の受領 	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生の通報の受領・伝達 早急な状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生の通報受領
組織の設置			<ul style="list-style-type: none"> 現地調査班の派遣 現地支援本部等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県警察大規模事故災害対策本部（対策室）の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 現地指揮所等の設置 	
関係機関等との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携〔主催者〕 		<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携 必要に応じ、国、他の都道府県、市町等への応援要請等 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携 消防相互応援協定締結先への応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携
救助	<ul style="list-style-type: none"> 緊急車両の進入路の確保〔主催者〕 			<ul style="list-style-type: none"> 事故現場等の警戒警備 救助活動 	<ul style="list-style-type: none"> 現地救護所の設置 救助活動 	
被害の拡大防止	<ul style="list-style-type: none"> 事故の拡大防止〔主催者〕 			<ul style="list-style-type: none"> 効果的な広報の実施等による事故の拡大防止 		

事項	運転手・道路管理者・発見者	国	県	県警	市（消防）	医療機関
医療	・救護活動に必要な場の確保 ・負傷者の搬出 〔以上主催者〕		・市からの要請を受け県立病院の「救護班」を派遣。また、医療機関に「救護班」の派遣を要請等		・応急救護所で重症度に応じた分類及び必要な応急手当の実施 ・対応可能な医療機関等への分散収容 ・医療機関と連携をとった、医師、「救護班」の派遣要請及び搬送先医療機関の確保	・要請に基づく医師、「救護班」の派遣 ・事故現場でのトリアージ・医療活動 ・災害拠点病院（災害医療コーディネーター）による、消防機関からの照会に応じた助言
交通規制				・交通規制の実施		
関係者への情報伝達	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供		・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

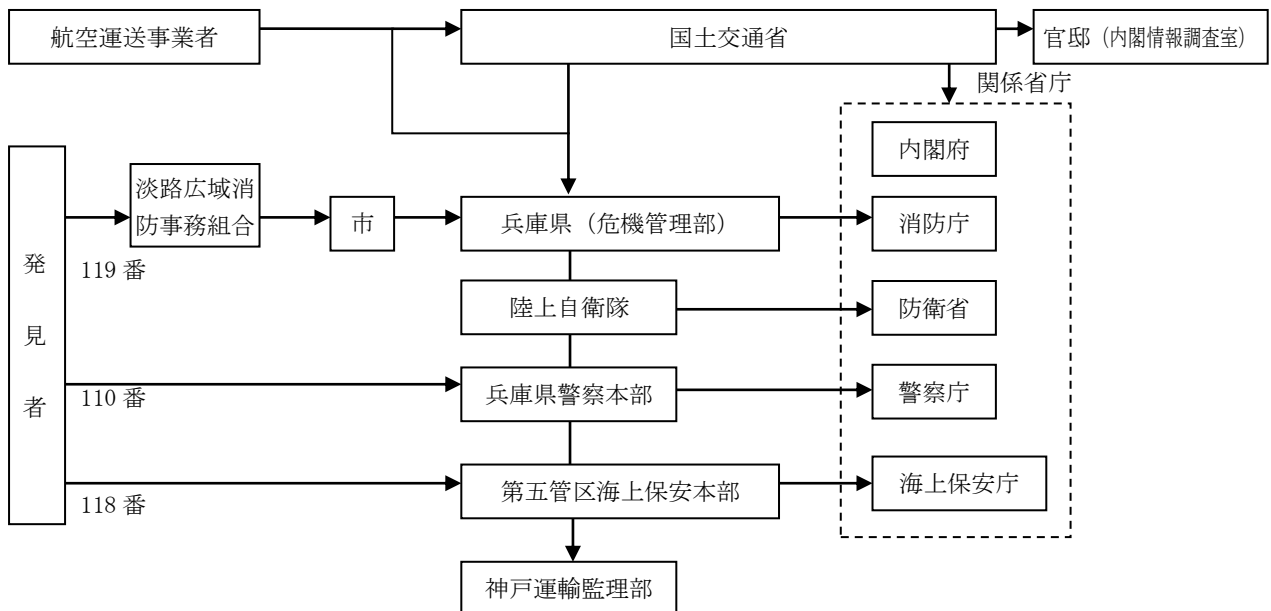
第1節 情報の収集・伝達

【本部事務局、淡路広域消防事務組合、南あわじ警察署、第五管区海上保安本部】

第1 航空災害の第一報の情報伝達

1 航空機の墜落等

市内において、航空機事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。



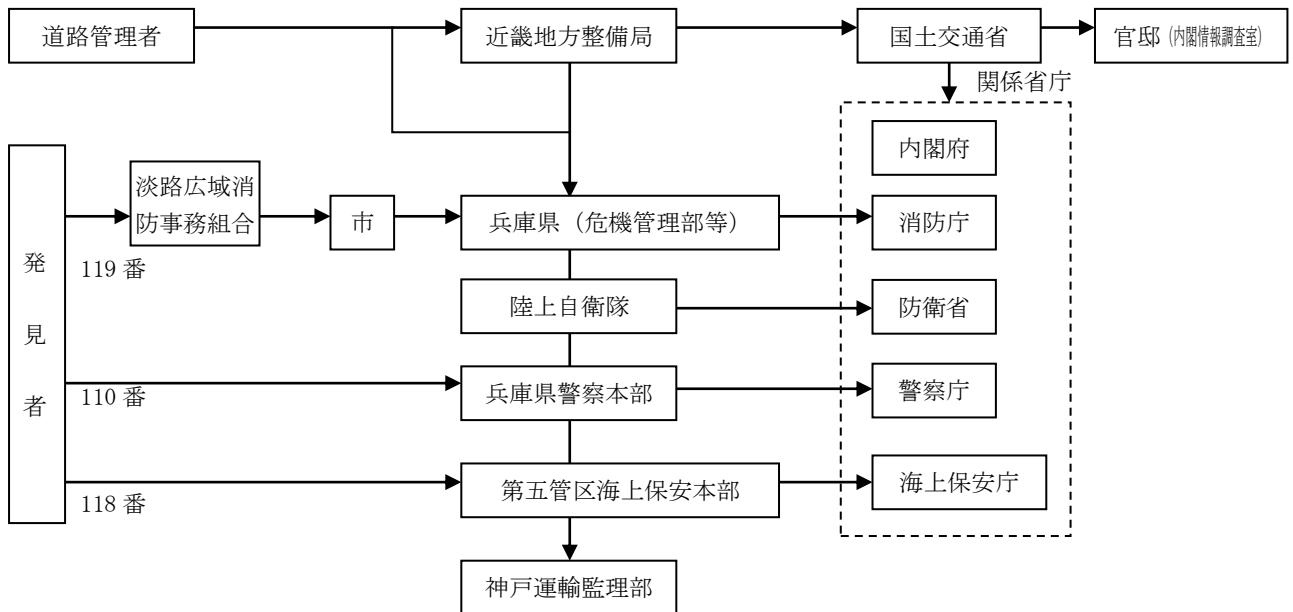
注1 県内における関係機関（第五管区海上保安本部、県警察本部、県、市）は相互に情報を交換する。

- 2 連絡先
- 官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター
 - 国土交通省：総合政策局技術安全課、航空局総務課
 - 内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室
 - 警察庁：警備局警備課
 - 海上保安庁：総務部国際・危機管理官
 - 防衛省：運用局運用課
 - 消防庁：応急対策室
 - 近畿地方整備局：道路部
 - 第五管区海上保安本部：第五管区海上保安本部整備救難部環境防災課、運用指令センター
 - 兵庫県：淡路県民局総務企画室総務防災課（勤務時間内の場合）
 危機管理部災害対策課、同消防保安課消防班（勤務時間外及び緊急の場合）
 - 兵庫県警察本部：警備部災害対策課
 - 市：危機管理課

第2 道路災害の第一報の情報伝達

1 道路管理者は、道路構造物の被災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとる。

この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。

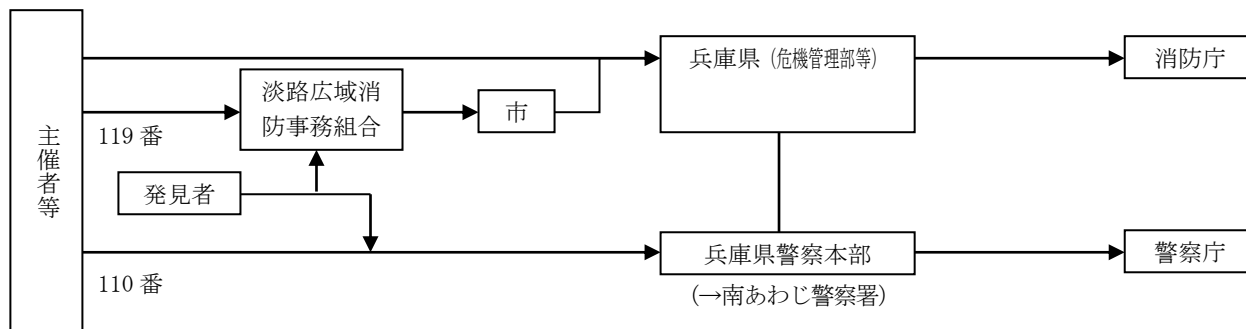


注1 県内における関係機関（第五管区海上保安本部、県警察本部、県、市、淡路広域消防事務組合）は相互に情報を交換する。

- 2 連絡先
- 官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター
 - 国土交通省：道路局国道課
 - 内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室
 - 警察庁：警備局警備課
 - 海上保安庁：総務部国際・危機管理官
 - 防衛省：運用局運用課
 - 消防庁：応急対策室
 - 近畿地方整備局：道路部
 - 第五管区海上保安本部：第五管区海上保安本部整備救難部環境防災課、運用指令センター
 - 兵庫県：淡路県民局総務企画室総務防災課（勤務時間内の場合）
 危機管理部災害対策課、同消防保安課消防班（勤務時間外及び緊急の場合）
 - 兵庫県警察本部：警備部災害対策課
 - 市：危機管理課

2 歩道上等において雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、イベント等の主催者、主催者から警備を委託された者又は雑踏事故の発見者（以下「主催者等」という。）は、防災関係機関への通報等、的確な対応をとる。

この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。



注1 県内における関係機関（県警察本部、県、市、淡路広域消防事務組合）は相互に情報を交換する。

- 2 連絡先
- 警察庁：警備局警備課
 - 消防庁：応急対策課
 - 兵庫県：淡路県民局総務企画室総務防災課（勤務時間内の場合）
危機管理部災害対策課、同消防保安課消防班（勤務時間外及び緊急の場合）
 - 兵庫県警察本部：地域部地域指導課、警備部災害対策課
 - 市：危機管理課

第2 災害情報等の収集、報告等

1 収集の方法

県、市は、火災、事故又は災害（以下「災害等」という。）の状況及びこれに対して、とられた措置に関する情報（以下「災害情報等」という。）を収集する。

その際、当該災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害等である場合は、至急その旨を市は県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努める。

2 報告基準

市は、以下の種類の災害等が発生したときは、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で県に災害情報等を報告する。

[火災]

① 交通機関の火災

航空機、自動車の火災で次に掲げるもの。

- ・航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）
- ・トンネル内の火災

② その他

特殊な火災等で消防上特に報告の必要があると思われるもの

(例) 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

[危険物等に係る事故]

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬類等の運搬に係る事故のうち、周辺地域住民に影響を与えるもの又はそのおそれがあるもの、その他大規模なもの

(例) ・死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの(発生するおそれがあるものを含む。)

・負傷者が5名以上発生したもの(発生するおそれがあるものを含む。)

・爆発により周辺に被害を及ぼしたもの(及ぼすおそれがあるものを含む。)

・周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの

・海上、河川への危険物等流出事故

・高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏洩事故

・その他、事故の発生形態、被害の態様から社会的に影響度が高いと認められるもの

[救急・救助事故]

① 死者5名以上の救急事故

② 死者が発生して、かつ死者及び負傷者の合計が30名以上の救急事故

③ 要救助者が5名以上の救助事故

④ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故

⑤ その他社会的に影響度が高い救急・救助事故

[災害]

① 災害救助法の適用基準に合致するもの

② 災害対策本部を設置したもの

③ 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要するもの

④ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度のもの

⑤ ①～③に定める災害になるおそれのある災害

(例) ・負傷者が5名以上発生したもの(発生するおそれがあるものを含む。)

・爆発により周辺に被害を及ぼしたもの(及ぼすおそれがあるものを含む。)

3 報告系統

市は、県に災害情報等を報告する。県は、それを取りまとめて、内閣総理大臣に報告する。

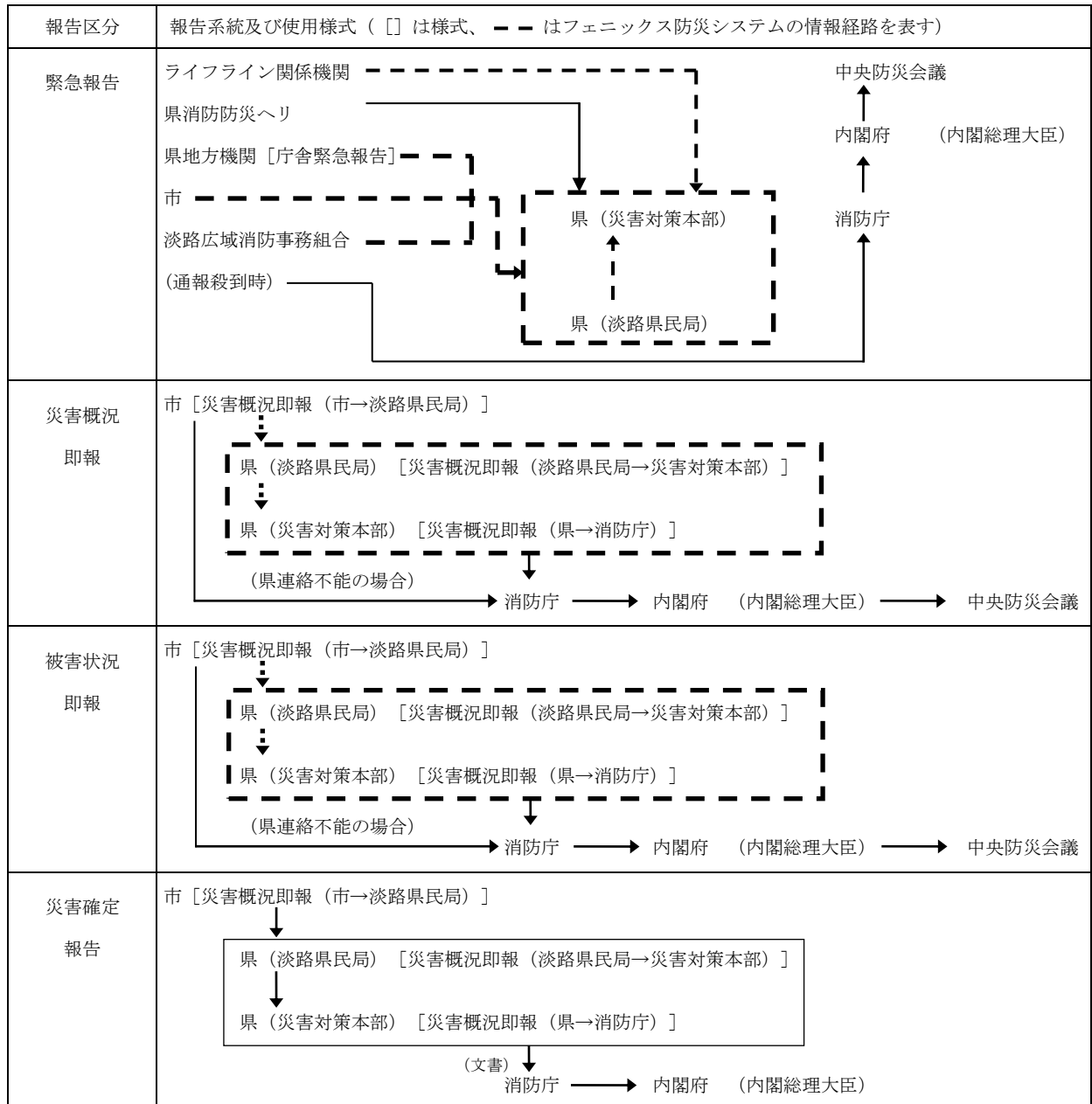
市は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣に対して直接災害情報等を報告する。ただし、その場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は、県に対して報告をする。

4 災害情報の収集・伝達手段

- ① 災害情報等の報告を行う機関は、災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災システムに情報を入力する。
- ② 市は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報等を取りまとめ、フェニックス防災システムに入力する。
- ③ 災害情報等の報告を行う機関は、必要に応じて、有線若しくは無線電話又はFAXなども活用する。
- ④ 有線が途絶した場合は、兵庫県衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、警察無線等の無線通信施設等を利用する。
必要に応じて、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。
- ⑤ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

5 報告内容

○ 報告系統



- (注) 1 本部が設置されない場合も上図に準じる。
 2 市は、県 (淡路県民局) に連絡が取れない場合、緊急の場合は、直接県 (災害対策本部) に報告する。
 3 報告は、原則として、フェニックス防災システムとするが、それにより難しい場合は、衛星電話・FAX等最も迅速な方法で行う。
 4 消防庁の連絡窓口は次のとおりとする

区分	平日 (8:30~18:15)	左記以外
NTT回線	電話 03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話 90-49013	90-49102
	FAX 90-49033	90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話 87-048-500-90-43422	87-048-500-90-49102
	FAX 87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036

(1) 緊急報告

市は、次の場合、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

① 交通機関の火災（航空機火災（火災の発生のおそれのあるものを含む。）、トンネル内車両火災）

② 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏洩事故

③ 救急・救助事故

死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が30名以上発生し又は発生するおそれのある救急・救助事故で次にあげるもの

④ バスの転覆等による救急・救助事故

⑤ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

市は、多くの死傷者が発生する等、淡路広域消防事務組合への通報（電話・来庁を問わない）が殺到した場合、直ちに、消防庁、県（災害対策本部、災害対策地方本部経由）それぞれに対し報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告する。

報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災システム、又はそれにより難しい場合は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で行う。

交通機関は、運行状況及び施設の被災状況について、速やかに、県にその状況を報告する。

(2) 災害概況即報

市は、報告すべき災害等を覚知したとき直ちに第一報を県（災害対策本部・災害対策地方本部経由）に報告し、災害等の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から逐次、県（災害対策本部・災害対策地方本部経由）へ連絡する。

特に、災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、災害対策地方本部経由）へ報告する。

災害等の規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害等の規模を推定できる何らかの情報で足りる。至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災システム、又はそれにより難しい場合は衛星電話、FAX等最も迅速な方法で行う。

(3) 被害状況即報

市は、被害状況に関する情報を収集し、〔被害状況即報〕の様式により、県（災害対策本部、災害対策地方本部経由）に報告する。

県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、市は内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告する。

(4) 災害確定報告

市は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、災害対策地方本部経由）に文書で災害確定報告を行う。

第2節 動員の実施

大規模災害発生時の動員体制は、自然災害対策編 第3編「風水害等応急対策計画」第2章「災害応急活動体制の確立」第2節「職員の動員・配備」に定めるところによる。

第3節 組織の設置

大規模事故災害発生時等における防災組織は、以下のとおりとする。

(1) 大規模事故災害対策本部の設置

名 称	大規模事故災害対策本部
設 置 者	市長
本 部 長	市長
設 置 場 所	南あわじ市役所本館
設 置 基 準	1 大規模事故が発生し、多数の死傷者が生じ、又は生じるおそれがある場合で、継続して災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき。 2 その他、不測の事態が生じ又は生じるおそれがあるため必要があると認められるとき。
廃 止 基 準	1 災害応急対策が概ね終了したと認められるとき。 2 災害応急対策に備えるために設置した場合で、大規模災害の発生するおそれが解消したと認められるとき。
業 務	災害対策本部は、予防（被害の拡大防止）及び応急対策に係る業務を総合的に推進する。特に、初動時においては、動員の実施、情報の収集・伝達、防災関係機関等との連携促進等に係る業務に重点的にあたる。
組 織 ・ 運 営	災害対策基本法、南あわじ市災害対策本部条例の定めるところによる。
そ の 他	1 災害対策本部の運営にあたっては、災害の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図る。 2 県の大規模事故現地災害対策本部、国の非常災害現地対策本部が置かれたときは、これと緊密な連絡調整を図る。

(2) 大規模事故災害現地指揮所の設置

市長は、管内での被災状況の把握や応急対応を速やかに行い、かつ災害対策本部との連絡・調整を円滑に進めるため、必要に応じて災害時現地指揮所を設置する。

所掌事務

① 管内の応急対策に関すること ② 災害対策本部との連絡・調整に関すること ③ 各種情報の収集に関すること ④ その他管内の住民対応に関すること

大規模事故災害発生時等の組織体制については、自然災害対策編 第3編「風水害等応急対策計画」第2章「災害応急活動体制の確立」第1節「組織の設置」に定めるところによる。

第4節 防災関係機関等との連携促進

【本部事務局】

第1 市の措置

1 災害対策基本法に基づく応援要請

- (1) 知事等に対する応援要請（災害対策基本法第68条）
- (2) 他の市町長に対する応援要請（災害対策基本法第67条）

指定地方行政機関の長や他の市町長に対する長期にわたる職員派遣の要請及び知事のあつ旋については、災害対策基本法第29条～第30条第1項、地方自治法第252条の17の規定による。

2 周辺市町との連携

- (1) 事故発生地の周辺市町は、必要に応じて、問合せ窓口の設置、支援情報の提供、こころのケアの実施等にあたる。
- (2) 事故発生地の市は、周辺市町等との情報共有に努める。
- (3) 周辺市町は、必要に応じて、事故発生地の市町の災害対策本部に職員を派遣し、連絡調整を図るなど、事故発生地の市町との連携強化に努める。

第2 高速道路に係る消防相互応援協定・覚書

高速道路における消防業務の責任分担や応援を定めた協定・覚書が定められており、関係機関は、これに基づいた消防活動を行う。

また、県内の高速道路及び自動車専用道路を対象とする危険物運搬車両等の事故への対応として、「兵庫県危険物運搬車両事故防止対策指針」が定められており、中部近畿産業保安監督部近畿支部、県、県警察本部、消防機関、道路管理者等は、この指針に従い対応する。

第3 関係機関の連携強化

- 1 県、県警察本部、市、消防機関、自衛隊、第五管区海上保安本部及び事業者等は、必要に応じて、可能な限り隣接して現地指揮所等を設営するとともに、事故現場における協議調整の場として現地調整所を設ける。
- 2 現地調整所には、関係機関の現場の責任者等を配置し、相互の役割分担を明確にするとともに、共通の対応方針のもと、救助、消火、避難誘導及び医療活動等の応急対策活動を展開する。

第5節 自衛隊への派遣要請

【本部事務局】

第1 知事が行う場合（自衛隊法第83条第1項）

1 災害派遣要請の方法

(1) 市長 → 知事 → 自衛隊

① 市長は、大規模事故災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、淡路県民局長、南あわじ警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求めることができる。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

- ・ 要請責任者の職・氏名
- ・ 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
- ・ 派遣地への最適経路
- ・ 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

② 知事は、自衛隊の災害派遣の必要があると認める場合には、直ちに自衛隊に要請するとともに、その旨を県警本部長等に通報する。

③ 市長は、通信の途絶等により、知事に対して前記①の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。

④ 市長は、前記③の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

⑤ 知事は、事態の推移に応じ自衛隊の派遣を要請する必要があると決定した場合には、直ちにその旨を要求のあった市に連絡する。

(2) 指定地方公共機関等の長 → 知事 → 自衛隊

特殊な災害（工場災害等多数の者の人命に係る大規模な事故）について、自衛隊の災害派遣を必要とする機関の長は、前号①に掲げる事項を当該機関から直接知事へ連絡する。

(3) 知事 → 自衛隊

知事は、災害に際し、自ら災害応急対策を実施する場合等で、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、自衛隊に災害派遣の要請をする。

2 要請先等

(1) 要請先

区分	あて先	所在地
陸上自衛隊	第3特科隊長	姫路市峰南町1番70号
海上自衛隊	阪神基地司令	神戸市東灘区魚崎浜町37
航空自衛隊	(第3師団長経由)	

(2) 連絡先

区分		電話番号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	(078) 362-9900 (時間内外とも) FAX (078) 362-9911～9912 (時間内外とも)	
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課 (防災・危機管理班)	(078) 362-9988 FAX (078) 362-9911～9912	(078) 362-9900 FAX (078) 362-9911～9912
自衛隊	第3特科隊 (第3科)	(0792) 22-4001 内線 650, 238 FAX 239	(0792) 22-4001 内線 302 (当直司令) FAX 398
	阪神基地隊 (警備課)	(078) 441-1001 内線 230 FAX 239	(078) 441-1001 内線 220 (当直幹部) FAX 389

注) 緊急文書をFAXで送信する場合は、事前又は事後に、その旨電話連絡し、確実性を期する。

3 任務分担

(1) 県 (災害対策本部)

現場責任者を現地に派遣し、現地 (市等) と自衛隊間の折衝及び調整を行う。

(2) 県警察本部 (災害対策本部警察部)

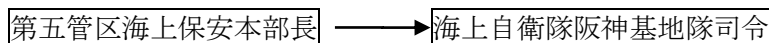
「大規模災害に際しての警察及び自衛隊の相互協力に関する協定」に基づき、移動を確保するために必要な協力を行う。

(3) 派遣を要請した機関又は市

- ① 作業実施期間中の現場責任者の指定
- ② 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備 (自衛隊の装備に係るものを除く。)
- ③ 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

第2 第五管区海上保安本部長が行う場合

災害派遣要請系統は、次のとおりである。



第3 撤収要請

知事又は、第五管区海上保安本部長は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めるときは、市長、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議の上、自衛隊の撤収を要請する。

知事に対し、自衛隊の派遣要請を求めた市長及び関係機関の長は、災害派遣要請の方法に準じて知事に撤収の連絡を行う。

第4 情報連絡体制

- 1 知事は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で必要と認めるときは、適時各種情報に関係部隊の長へ連絡する。
- 2 知事は、災害に際し、陸上自衛隊第3特科隊長又は海上自衛隊阪神基地司令に対し、連絡班の派遣を依頼するとともに、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を命じられた指定部隊等の長と密接に連絡調整する。
- 3 災害に際し、県、その他の防災関係機関は、陸上自衛隊第3特科隊長又は海上自衛隊阪神基地司令から、連絡班の派遣を受ける。

第5 自衛隊の基本方針

- 1 自衛隊は、人命又は財産の保護のために行う応急救援・復旧のため、速やかに部隊を派遣できるよう平素から県等関係機関と密接に連絡・協力して災害派遣を計画準備し、知事、第五管区海上保安本部長（以下「知事等」という。）の要請により部隊等を派遣する。
- 2 災害の救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続きをとる。

(1) 自主派遣の判断基準

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長から災害に関する通知、管轄の警察署長等から通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ③ 航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合
- ④ その他災害に際し、上記①から③に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

なお、自衛隊の災害派遣は、知事等からの派遣要請に基づくことが原則であり、知事等は、自衛隊の派遣が必要と認められる場合には迅速に要請を行うよう努める。

(2) 指定部隊の長

中部方面総監、第3特科隊長、呉・舞鶴地方総監、阪神基地隊司令、徳島教育航空群司令、小松島航空隊司令、小松・美保基地司令

- 3 自衛隊の部隊等の長は、自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍において、大規模事故災害が発生した場合、自らの判断により部隊等を派遣する。

第6 活動内容

自衛隊が、災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員・装備によって異なるが、概ね下記の活動を行う。

1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集

2 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等の搜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）

3 消火活動

利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）

4 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去

5 応急医療及び救護

被災者に対する応急医療及び救護（薬剤等は通常派遣要請者が提供）

6 通信支援

災害派遣部隊の通信連絡に支障を来さない限度で実施

7 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

8 危険物等の保安及び除去

能力上可能なものについて危険物等の保安措置及び除去

9 その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

第7 経費の負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担する。

1 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）

の購入費、借上料及び修繕費

2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費

3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等

4 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自営地の装備に係るものを除く。）

第6節 専門家、専門機関等への協力要請

第1 市の措置

市は、大規模事故災害が発生し、又は発生するおそれがあるときなどに専門家等の協力が必要と認められるときは、県に対し、専門家、専門機関等の協力の要請を行う。

第2 県の措置

1 要請

県は、大規模事故災害が発生し、又は発生するおそれがあり、必要と認めるときは、連携を図っている専門家・専門機関等に連絡し、助言等の協力を求める。

(協力を得る事項の例)

- ・ 災害時医療救護活動（初動対応の調整、負傷者搬送や「救護班」派遣調整）
- ・ 災害医療（広範囲熱傷、多発外傷、化学物質等の中毒等の治療）
- ・ 消火活動（職員の化学防護、消火手法等）
- ・ 避難対策（爆発等の影響範囲の算出、避難対策の実施の是非）
- ・ 危険物等による汚染の除去（事業者による除去及び除染作業の確認）
- ・ 各種制限措置の解除（各種制限措置の解除の是非、安全宣言の是非）
- ・ 道路構造物の被災等の場合の復旧等の措置
- ・ 代替交通対策
- ・ 心身の健康相談（危険物等に係る相談への回答）

2 市への助言等

県は、市からの要請又は必要に応じ、被災市に専門家・専門機関等の助言を伝え、又は専門家等を派遣する。

3 経費の負担

専門家・専門機関等の派遣等に要した費用は、県と派遣を受けた市で協議の上、負担する。

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第1節 救援・救護活動等の実施

【救助消火捜索班、救護対策班、輸送ルート確保班、淡路広域消防事務組合他】

第1 捜索活動

- 1 航空災害等において事故現場が不明な場合など必要に応じて、県、県警察本部、市及び消防機関は、大阪航空局等とともに、ヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施する。
- 2 第五管区海上保安本部は、海上における捜索活動を行う。
- 3 自衛隊は、必要に応じて捜索活動を行う。

第2 救助活動

1 事業者等

(1) 航空災害

空港管理者は、空港及びその周辺における発災に関し、速やかに被害状況を把握するとともに、迅速に救助活動を行う。

(2) 道路災害

道路管理者は、関係機関と連携して必要な道路啓開を行うとともに、県、市等の要請を受け、迅速かつ的確な救助の初期活動に資するよう協力する。

2 県

県は、市等から要請のあった場合、又は必要と認める場合は、次の措置を講じる。

(1) 県職員の派遣

(2) 他の市町長に対する応援の指示

(3) 自衛隊に対する災害派遣要請

(4) 兵庫県建設業協会に対する「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく建設用資機材及び労力の支援要請

(5) その他救助活動に関する総合調整

3 南あわじ警察署

南あわじ警察署は、次の措置を講じる。

(1) 負傷者の救出救助及び行方不明者の捜索の実施

(2) 必要な交通規制の実施

4 市

- (1) 市は、必要に応じ、自然災害対策編 第3編「風水害等応急対策計画」第3章「災害応急活動の展開」第2節「人命救出活動の実施」に基づき、救助活動を実施する。
- (2) 市は、救出活動が困難な場合、県に、可能な限り次の事項を明らかにして、救助活動の実施を要請する。
 - ・ 応援を必要とする理由
 - ・ 応援を必要とする人員、資機材等
 - ・ 応援を必要とする場所
 - ・ 応援を必要とする期間
 - ・ その他必要な事項

5 消防機関等

- (1) 消防機関は、迅速に負傷者等の救助活動を実施する。
- (2) 被災市以外の市町等は、被災市等からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。
- (3) 知事は、県内の消防力に対処が困難な場合、消防庁長官に要請し、他の都道府県管内の消防機関の応援を求める（なお、消防庁長官は、都道府県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を求めることができる。）。

また、救助活動にあたって、建設資機材が必要な場合、消防機関等は、県を通じて県建設業協会に建設資機材の提供を要請する。
- (4) 緊急消防援助隊は、広域的な応援を要する場合に、消防庁長官の要請により出動する。

6 自衛隊

自衛隊は、知事の要請等により救助活動を実施する。

（→自然災害対策編 第3編「風水害等応急対策計画」第2章「災害応急活動体制の確立」第4節「防災関係機関等への応援要請」第3「自衛隊への災害派遣要請」の項を参照）

7 第五管区海上保安本部

- (1) 第五管区海上保安本部は、巡視船艇、航空機により、海上における救助活動を実施する。
- (2) 第五管区海上保安本部は、必要に応じ、県及び市町等の活動を支援する。
- (3) 第五管区海上保安本部は、負傷者等の搬送にあたって臨時ヘリポートの使用等、関係機関との緊密な連携を図る。

8 その他

- (1) 救助活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行する。
- (2) 救助活動を実施する機関は、狭隘な場所においても使用しやすい小型軽量の装備資機材等の充実に努めるとともに、人員、重機等の資材の確保について、建設業界との連携強化に努める。

第3 消火活動

1 事業者等

(1) 航空災害

- ・空港管理者は、空港及びその周辺における発災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、消防機関と連携・協力して迅速に消火活動を行う。
航空機の消火にあたっては、積載された緊急用酸素の爆発等の可能性に十分留意するとともに、航空燃料の燃焼（油火災）に対し、的確な消火活動を行う。
- ・空港管理者は、必要に応じ、県、市に対して応援を要請する。

(2) 道路災害

道路管理者は、県、市等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力する。

2 淡路広域消防事務組合

- (1) 淡路広域消防事務組合は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに迅速に消火活動を実施する。
- (2) 淡路広域消防事務組合は、化学消防車、化学消火薬剤による消火活動を重点的に実施する。
- (3) 淡路広域消防事務組合は、南あわじ警察署、市と連携して、地区住民等の生命及び身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、必要に応じて、警戒区域を設定する。
- (4) 発災現場以外の区域の消防機関は、発災現場を所管する消防機関等からの要請又は相互応援協定に基づき応援をする。

3 公安委員会（県警察本部）

- (1) 警察署は、消防機関、市等と連携して、地区住民等の生命及び身体の安全を図るため、必要に応じて立ち入り禁止区域を設定する。
- (2) 公安委員会は、円滑かつ的確な消火活動のため、緊急の必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保する。

4 第五管区海上保安本部

第五管区海上保安本部は、消火活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保する。

5 県

県は、市及び淡路広域消防事務組合から要請のあった場合、又は自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し、次の措置を講じる。

- (1) 県消防防災ヘリコプターの出動（神戸市が保有する消防ヘリコプターを含む。）
- (2) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

- (3) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請
- (4) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- (5) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- (6) 消防法第44条に基づく市長又は消防長に対する指示

第4 避難誘導活動

航空機、自動車が火災・爆発を起こす可能性があるときは、速やかに機長等は、乗客、乗員等を避難させる。

また、自動車等から危険物が流出し、又はそのおそれがある場合等には、市は、必要に応じて、南あわじ警察署の協力を得て付近の住民に対して、避難のための立退きの指示等を行う。

第5 医療活動等の実施

大規模災害等により、集団的に発生する負傷者等に対して、災害現場でのトリアージ及び応急処置の実施、搬送医療機関の選定、受入医療機関における救急医療の提供に至る一連の災害時の医療活動の原則について定める。

1 実施方法

市は、必要と認める場合は、救護対策班を現地に派遣するなど、被災者等に対する保健医療活動を実施する。

県は、市から要請があった場合、又は県が必要と認める場合は、「救護班」を現地に派遣するなど市を支援する。

(1) 現地救護所の設置

① 市は、被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への負傷者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合などには現地救護所を設置する。

② 県は、市の設置する現地救護所への「救護班」等の派遣について、協力する。

(2) トリアージの実施と現場での医療活動

市は、必要に応じて、南あわじ市医師会等にトリアージや現地における治療活動を実施する医師の派遣を要請する。

医師等は、「救護班」や救急隊員等が傷病者の重症度や緊急度を理解した上で、治療や搬送を行えるよう、トリアージを実施する。

災害現場での治療活動については、止血、被覆、固定、保温など応急的治療を行う。また、生命の危機に直面している負傷者に対しては気道確保や人工呼吸を行う。

(3) 特殊な治療活動の実施

- ① 空港管理者、県、市、淡路広域消防事務組合、その他関係機関は、航空災害、特に航空機の墜落等の場合の生存者は多発外傷、広範囲熱傷を主体とする重傷者が多く緊急度が高いことを考慮し、現地への「救護班」等の派遣要請、医療機関への迅速な搬送など適切な措置をとる。
- ② 道路管理者、県、市、淡路広域消防事務組合、その他関係機関は、道路災害の場合、車両の破損に伴い救出が困難でかつ治療の緊急度が高い負傷者が発生する可能性を考慮し、必要に応じて、現地への「救護班」の派遣要請等適切な措置をとる。

(4) 負傷者等の搬送先の確保

- ① 負傷者等の搬送については、原則として淡路広域消防事務組合（指令室）が搬送先医療機関を確保することとし、下記施設の利用を図る。その際、必要に応じて災害拠点病院（災害医療コーディネーター）から医療面に関する助言を得て、負傷者の重症度と緊急度に応じた搬送先医療機関の選定や搬送先のバランスの確保等に配慮する。
 - ・ 緊急告示病院・診療所
 - ・ 2次救急医療機関
 - ・ 災害拠点病院
 - ・ その他の医療施設
 - ・ 現地救護所
 - ・ 寺院（死者の場合）
- ② 県は、消防機関等からの要請に基づき、又は自ら必要があると認める場合は、搬送先医療機関の広域的な調整にあたる。
- ③ 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに南あわじ警察署に連絡し、死体検分その他所要の処理を行わなければならない。

(5) 現場から医療施設への負傷者の搬送等

- ① 搬送担当機関は、トリアージ結果に従って、搬送を実施する。
- ② 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。
 - ・ 救急指定病院の患者搬送車の活用
 - ・ その他の応急的に調達した車両の活用
 - ・ 隣接市町の応援要請
- ③ 市及び淡路広域消防事務組合は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県に対しヘリコプターの出動を要請する。

(6) 医薬品等の供給

- ① 市は、救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品に不足が生じる場合、洲本健康福祉事務所等と連携し、補給を行う。
 - ② 県は、市で供給が困難な場合、又は県が必要と認める場合に、供給あつ旋を行う。
 - ③ 県は、県内の医薬品卸売業者が、約1週間分の在庫を有していることから、流通在庫の活用を図ることとし、兵庫県医薬品卸売業協会、兵庫県医理化機器協会等との連携を強化する。
 - ④ 県は、供給に困難が生じる場合は、他府県や厚生労働省に協力を要請する。
 - ⑤ 販売業者は、市等の指定する搬送先医療機関への供給を行う。
-

(7) 費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは、同法により、その他のものについては、事故発生責任機関の負担とする。

2 県における活動

(1) 情報の収集

- ① 地域保健医療情報センター及び災害拠点病院は、二次医療圏域内の他の県健康福祉事務所・市保健所、市町、郡市医師会等関係機関と連携しつつ、情報を収集し、県広域災害・救急医療情報システムを活用するなどして、県（医務課）に報告する。
- ② 県（医務課）は、以下の情報収集を行う。
 - ・災害現場周辺地域の診療可能状況及び空床状況の把握
 - ・近隣府県に対する患者受入可能医療機関（名称、位置、受入可能人数）の確認・把握
 - ・道路の状況等に関する情報の収集
 - ・ヘリコプターの運航状況の確認
- ③ 県（薬務課）は、以下の情報収集を行う。
 - ・兵庫県赤十字血液センターに対する血液製剤等の備蓄量の照会
 - ・調達可能な医薬品の種類・数量の確認

(2) 情報の提供

- ① 県は、厚生労働省に対し、被災状況等について把握した情報を逐次報告するとともに、医療機関等に対し、次のとおり情報提供を行う。
 - ・医療機関に対する転送先（名称、所在地、連絡先等）及びヘリコプター利用に関する情報（臨時離着場の位置、連絡先等）の提供
 - ・市町に対する医薬品等供給に関する情報（医薬品の種類、数量等）の提供
- ② 県は、淡路広域消防事務組合に患者受入可能医療機関を周知する。

(3) 「救護班」の派遣等関係機関への要請

- ① 県（医務課）は、市長から要請があった場合、又は必要と認める場合は、関係機関に対し、次の要請を行う。
 - ・災害拠点病院をはじめ日本赤十字社兵庫県支部、県立病院、国立病院、公的病院、私的医療機関に対する「救護班」の編成と被災地への派遣要請
 - ・県等のヘリコプターの待機要請
 - ・近隣府県に対する「救護班」の編成・派遣要請と医療機関への負傷者受け入れの要請
 - ・自衛隊、海上保安本部に対する船艇・航空機による負傷者搬送についての待機要請
 - ・厚生労働省を通じた「救護班」の派遣等の要請
 - ・（一社）兵庫県医師会、（一社）兵庫県私立病院協会、（一社）兵庫県歯科医師会、（公社）兵庫県看護協会、（一社）兵庫県理学療法士会及び（一社）兵庫県作業療法士会に対する災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）の派遣要請
- ② 県（薬務課）は、必要に応じて、以下の要請を行う。

- ・兵庫県赤十字血液センターに対する血液の安定供給の要請
 - ・厚生労働省、兵庫県薬事協会、兵庫県医薬品卸業協会等に対する医薬品の確保の要請
 - ・兵庫県薬剤師会に対する災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）の派遣要請
- ③ 兵庫県DMAT
- ・災害拠点病院は、災害の初期において、状況により自らの判断に基づき、速やかに兵庫県DMATの派遣を行うこととし、派遣先については県又は災害医療センターと調整する。
 - ・県は、災害拠点病院、日本赤十字社については、自主判断により「救護班」を派遣、活動した場合においても、状況を鑑み、その派遣、活動が必要であったと認めるときは、県からの要請に基づいた派遣・活動として認める。
- (4) 患者等搬送体制
- ① 県は、県内の各消防本部と情報交換を図りながら、円滑な負傷者の搬送が行われるよう調整を行う。
 - ② 県は、道路の寸断や交通渋滞等で救急車による搬送が困難な場合、ヘリコプターや船舶による負傷者搬送を行えるよう自衛隊、海上保安本部、ドクターヘリ基地病院等と調整を行う。
 - ③ 県は、ヘリコプターによる患者搬送等にあって被災地外から同乗できる医師を確保する。
 - ④ 県は、被災地への医療従事者等の派遣についても、必要に応じてヘリコプターや船舶を活用する。

3 災害拠点病院の活動

- (1) 災害が他の二次医療圏域で発生した場合
 - ① 被災圏域で対処できない負傷者を受け入れ、治療を行う。
 - ② 被災圏域へ「救護班」を派遣する。
 - ③ 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）端末機を活用し、被災圏域の医療に関する情報を収集し、必要に応じた支援策を講じる。
- (2) 災害が自らの二次医療圏域で発生した場合
 - ① 圏域内の他の医療機関で対処できない患者を受け入れ、治療にあたる。
 - ② 必要に応じて、災害現場へ「救護班」を派遣する。
 - ③ 災害拠点病院の医師等の確保の状況等を考慮して、他の医療機関への転送が適当と判断された負傷者の搬送について淡路広域消防事務組合へ要請する。
 - ④ 広域災害・救急医療情報システム端末機を活用して圏域内外の医療機関に関する情報を把握し、災害医療コーディネーター等が地域保健医療情報センターに対し患者受入先の確保や医療マンパワーの確保について要請する。

第6 特殊な治療活動等への対応

航空災害、道路災害等に伴い発生する、多発外傷、広範囲熱傷等による負傷者への対応、

有毒ガス、化学物質等による中毒患者への対応等特殊な治療活動等への対応について定める。

1 多発外傷への対応

(1) 現場から医療施設への負傷者等の搬送等の初動対応

- ① 淡路広域消防事務組合等の搬送担当機関は、多発外傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、直ちに、南あわじ市医師会に情報提供し、協力を依頼するとともに、救急告示の医療機関、災害拠点病院をはじめとする医療機関へ負傷者を搬送する。
- ② 搬送担当機関、災害拠点病院（災害医療コーディネーター）、医療機関等は、負傷者の数及び隣接市を含めた医療機関の受け入れ能力を考慮して、県による搬送先医療機関の広域調整、「救護班」、県医師会等を通じた医師等の派遣要請が必要となる可能性があるとして判断した時点で、その状況を県（地域保健医療情報センター又は県（医務課））に連絡する。
- ③ 県は、搬送担当機関、医療機関等から連絡を受けた場合などのほか、必要があると判断した場合は、搬送先医療機関の広域調整、「救護班」の派遣要請等の準備をする。市及び淡路広域消防事務組合は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請する。

(2) 二次搬送等

- ① 医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに淡路広域消防事務組合に対し、二次搬送の要請をする。また、必要に応じて地域保健医療情報センター、災害医療コーディネーターと連携をとり、二次搬送先を決定する。
- ② 淡路広域消防事務組合及び県は、連携して、負傷者の二次搬送を実施する。

2 広範囲熱傷、化学熱傷への対応

(1) 現場から医療施設への負傷者等の搬送の初動対応

- ① 搬送担当機関は、広範囲熱傷又は化学熱傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、必要に応じて、県消防防災ヘリコプターの出動要請を行うなど、対応可能な医療機関等へ負傷者を搬送する体制を整える。
- ② 搬送担当機関、災害医療コーディネーターの医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受け入れ能力を考慮して、他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性があるとして判断した時点で、県（地域保健医療情報センター又は県（医務課））に連絡する。県は、搬送担当機関、災害医療コーディネーター、医療機関等から連絡を受けた場合などのほか、必要があると判断した場合は、県外を含む搬送先医療機関の広域調整等の準備をする。また、県は、大規模事故災害に際して、必要と認める場合は、独自に、又は市町の要請に基づき、他機関に対してヘリコプターの出動準備を求める。
- ③ 市及び淡路広域消防事務組合は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県に対しヘリコプターの出動を要請する。また、県は、大規模事故災害に際して、必要と認める場合は、独自に、又は市町の要請に基づき、他機関に対してヘリコプターの出動準備を求める。

(2) 二次搬送等

- ① 災害拠点病院その他の医療機関は、負傷者の容態及び数、自己の施設、医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに淡路広域消防事務組合に対し、二次搬送の要請をする。
- ② 淡路広域消防事務組合及び県は、連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を二次搬送する。なお、県は、搬送にあたっては、必要に応じて、県消防防災ヘリコプターの活用のほか、航空機を有する関係機関への搬送依頼を行う。

3 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応

(1) 原因物質の特定

- ① 中毒患者又はそのおそれのある者を発見した淡路広域消防事務組合、南あわじ警察署等は、原因物質の特定が困難な場合は、公益財団法人日本中毒情報センターに連絡をとり、原因物質の絞り込みを行う。
- ② 淡路広域消防事務組合、南あわじ警察署、医療機関、健康福祉事務所・洲本保健所等の関係機関は、必要に応じ、医療機関等が採取した生体試料（尿、血液等）と、想定される原因物質の情報を提供して、県立健康科学研究所、県警科学捜査研究所等に検査分析を依頼する。ただし、テロ災害又はテロ災害が疑われる場合は、警察庁科学警察研究所や自衛隊に検査依頼を行う。

また、関係機関は、化学物質等による中毒の可能性が考えられる場合には、関係機関相互への情報提供に努める

(2) 二次搬送等

- ① 淡路広域消防事務組合、医療機関等は、必要に応じて、搬送、受け入れにあたって除染を行い、二次災害防止等に努める。
- ② 医療機関は、解毒剤等が院内にない場合は、卸売業者を通じて確保に努めるとともに、必要に応じ、市に解毒剤の確保を依頼する。県（薬務課）は、市から要請があった場合等、必要に応じ、解毒剤の確保に努める。
- ③ 災害拠点病院その他の医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の状況から、対応可能な医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに淡路広域消防事務組合に対し、二次搬送の要請をする。
- ④ 淡路広域消防事務組合及び県は、連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送する。

第7 広域支援の要請等

- 1 県は、必要に応じて、厚生労働省（近畿厚生局）を通じ、又は近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づき、他府県等に医療関係者の緊急派遣を要請する。
- 2 県等は、市からの要請又は負傷者の態様、人数などの状況を考慮し、自衛隊の派遣（医療及び航空機等による搬送）が必要と判断した場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

第2節 緊急輸送活動及び代替輸送

【輸送ルート確保班、南あわじ警察署、第五管区海上保安本部】

第1 被災情報及び交通情報の収集

道路管理者及び南あわじ警察署は、緊密に連携し、道路の点検を行い、被災状況を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

第2 陸上交通の確保等

道路管理者及び南あわじ警察署は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

1 道路法（第46条）に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

2 被災地域への流入抑制

南あわじ警察署は、災害が発生した直後、人命救助、被害の拡大防止、負傷者の搬送等に要する人員及び物資の輸送を行う車両等の通行の確保を図る。

- (1) 災害発生直後は、被災地域への車両の流入抑制を図り、緊急通行車両など災害発生の初期段階において真に必要な車両の通行を確保するため、高速自動車国道・自動車専用道路を中心として、道路交通法第4条による広域的な交通規制を速やかに実施する。
- (2) 被災地域への車両の流入抑制を図るため実施された交通規制の範囲、交通規制の対象について、広報を実施する。
- (3) 大規模災害時の交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定等について関係府県警察、道路管理者等と連絡、調整を行う。
- (4) 南あわじ警察署は、高速自動車国道及び自動車専用道路について、規制区域におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。
- (5) 高速道路警察隊長、警察署長又は現場警察官は、災害対策基本法に基づく交通規制が未だなされていない場合において、必要により、道路交通法による迅速な交通規制を実施する。

3 災害対策基本法に基づく交通規制

負傷者の救助、消防等の災害応急対策が円滑に行われるため、県公安委員会は、道路交通の実態を迅速に把握し、道路交通法及び災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制を迅速に実施する。

4 道路の応急復旧事業

(1) 道路啓開の実施

道路管理者は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り、計画的に道路啓開を実施する。

(2) 応急復旧業務の実施

道路管理者は、建設業界と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。また、県（県土整備部）は、（一社）兵庫県建設業協会との「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、必要により災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等の支援要請を行う。

5 海上交通の確保等

(1) 第五管区海上保安本部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて、船舶の交通を制限し又は禁止する。

(2) 第五管区海上保安本部は、防災関係機関から負傷者、医師等の緊急輸送について要請があった場合は、速やかにその要請に応じる。

6 航空交通の確保等

県、市は、あらかじめ指定した候補地の中からヘリコプターの臨時離着陸場を開設する。また、県、市は、ヘリコプターに緊急物資等を搬入・搬出するために必要な人員を確保する。

7 代替輸送の実施

(1) 道路災害発生時において、道路管理者、近畿運輸局、近畿地方整備局、県、県警察本部、市、その他関係機関は、幹線道路が長時間に渡って使用不能になる場合など必要に応じて、迂回路の設定及び周知、交通規制の実施、バス路線の変更等の対策を実施する。

既存バス路線の変更等にあたっては、臨時の停留所の数・位置の設定等に関して、交通弱者対策に留意する。

(2) 神戸運輸監理部は、必要に応じて旅客定期航路の延長、寄港地の変更又は増便を旅客船事業者に要請する。

第3節 こころのケア対策の実施

【救護対策班、洲本健康福祉事務所】

第1 被災者等のこころのケア対策

- 1 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等で構成された「ひょうごDPAT」を派遣する（被災により健康福祉事務所が機能しない場合は、派遣の可否を本庁が判断する）。
- 2 県は、「ひょうごDPAT」の派遣にあたっては、「ひょうごDPAT」調整本部を設置し、DPAT活動に対する後方支援を行う。
- 3 県は、「ひょうごDPAT」だけでは対応できない場合、厚生労働省や他の都道府県に対して、県外DPATの派遣要請を行う。
- 4 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、こころのケアチーム（DPAT）活動拠点本部を設置し、被災者に対する精神疾患の急発・急変への救急対応、相談等を行う。
- 5 県（健康福祉事務所）は、DPAT活動拠点本部の管理運営を行う。
- 6 県（精神保健福祉センター）は、DPAT活動拠点本部を中心とした精神保健活動の調整を行う。

第2 こころのケアに対する相談・普及啓発活動

- 1 県（精神保健福祉センター、健康福祉事務所等）は、こころのケアに関する相談訪問活動に努めるとともに、市と連携して情報の提供や知識の普及に努める。
- 2 県は、市と連携して、心理的影響を把握するために健康調査を実施するとともに、既存の保健活動も活用しながら継続的なケアを行う。

第3 こころのケア連絡会議の開催

県（健康福祉事務所）は、関係機関との活動の連携を図り、今後の対策を決定するためにこころのケア連絡会議を開催する。

第4 児童生徒のこころのケア

県（教育委員会）は、必要に応じ次のとおり、家族等が被災した児童生徒などに対するこころのケア対策を実施する。

- (1) 教職員によるカウンセリング
- (2) 電話相談等の実施
- (3) カウンセラーの派遣
- (4) 教育相談センター、健康福祉事務所・保健所、こころのケアセンター、こども家庭センター等の専門機関との連携
- (5) 事故により、心の健康に係る諸問題を抱え、教育的配慮を必要とする児童生徒の実態を把握し、当該児童生徒へのより効果的なこころのケアに資するための実態調査

第5 事業者によるこころのケア対策

航空運輸事業者、道路管理者、道路運送事業者等は、必要に応じて、次のとおり被災者及びその関係者等に対するこころのケア対策を実施するよう努める。

- (1) 被災者及びその関係者のためのホットラインの設置
- (2) 被災者及びその関係者への巡回訪問
- (3) 乗務員、運転員、その他従業員に対するこころのケア対策の実施

第6 救援活動従事者のメンタルヘルス維持

救助機関等の責任者は、災害時の救援活動に従事した者にはPTSDの症状が比較的高率に現れやすいことに留意し、緊張をやわらげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等に努める。

また、災害時の救援活動現場責任者・指導者は、救援活動従事者の燃え尽きを予防するため、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、疲労のために仕事の能率が悪くなっていると判断した場合には、業務命令により休養をとらせたりするなどの配慮に努める。

第7 医療機関と健康福祉事務所（保健所）との連携

医療機関及び健康福祉事務所（保健所）は、負傷者の病院における治療から、退院後のこころのケアを含む健康管理に円滑に移行できるよう、相互の連携強化に努める。

第4節 遺体の保存、身元確認等の実施

【南あわじ警察署、遺体班】

第1 実施機関

- 1 南あわじ警察署は、検視及び遺体の身元確認を行い、その他の所要の処置を行った後、関係者（遺族又は市長）に引き渡す。
- 2 南あわじ警察署は、身元確認にあたっては、県を通じて県医師会、県歯科医師会等の協力を求める。
また、遺体の損傷が激しく身元確認が困難な遺体については、必要に応じ、県警察本部鑑識課及び科学捜査研究所等の機関に依頼して、指紋、血液型、DNA型鑑定等により身元の確認を行う。
市等は、南あわじ警察署の要請に応じて、身元確認作業の場のあつ旋、提供等に協力する。
- 3 市は、引渡しが行われた後に、必要に応じて遺体の火葬等を実施する。

第2 大規模事故発生時の県、市町の連携

県は、多数の犠牲者が発生した場合には、市からの要請に基づき、国等の協力を得て、遺体の火葬が速やかに実施できるように努める。

(1) 遺体収容場所の確保

市は次の各項目を基本に遺体収容場所を確保する。

- ・屋内施設を基本とすること
- ・複数箇所を確保すること
- ・避難場所、医療救護施設等、他の用途と競合しないこと
- ・施設は、想定される死者発生数に対応する広さを有するものとし、検視場所、遺体安置場所、遺族待機場所を有すること
- ・照明設備、水道設備を有していること

(2) 遺体の保存

県は、警察署又は市からの要請があった場合は、民間事業者等の協力を得て、ドライアイス及び棺等を確保し、あつ旋すること

(3) 広域火葬の実施

- ・県は、県内他市町の火葬能力では不十分な場合、直接、又は厚生労働省の協力を得て、近隣他府県を通じて、他府県の市町村での火葬の受入れを要請する。
- ・県は、受入れが認められれば、火葬場の受入可能数に応じて調整を行い、市に通知する。
- ・市は、県の調整結果に基づき、具体的に他市町村の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。

第5節 雑踏事故の応急対応

【救護対策班、淡路広域消防事務組合、南あわじ警察署、県、医師会】

第1 関係機関の情報連携

行事等の主催者等、淡路広域消防事務組合、南あわじ警察署、県、市、医師会等の関係機関は、雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一報の伝達から応急対策の終了まで、相互に情報を交換するなど、特に緊密な情報連携を図る。

第2 雑踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応

- 1 群衆の密度、行動等から雑踏事故の発生のおそれがあると認識した主催者、警備員、警察官等は、相互に連絡をとり、拡声器等を使用して群衆に対し周辺の状況を説明し、警備員等への協力を求めるとともに、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群衆の分断、整理を行う。
- 2 淡路広域消防事務組合は、雑踏事故発生のおそれがあるとの通報を受けた場合、直ちに現場の確認のため職員を急行させる。

第3 雑踏事故発生時の対策

関係機関は、次に定める対策など、事故の態様に応じ、必要な対策を実施する。

1 行事等の主催者等

行事等の主催者等は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に淡路広域消防事務組合、南あわじ警察署、県（危機管理部）等にその旨通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場を確保するなど応急措置に努める。

2 淡路広域消防事務組合

- (1) 会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施する上で必要な状況の迅速かつ的確な把握に努め、救助活動に迅速に着手する。
- (2) 必要に応じて広域応援を他の消防機関又は県に要請する。
- (3) 多数の負傷者が発生した場合、南あわじ市医師会へ情報提供し、協力を依頼するとともに、必要に応じて災害拠点病院等の医師と連携をとり、医療上の助言を得るなど、医療機関と連携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行う。

3 医療機関等

- (1) 行事等の主催者等及び淡路広域消防事務組合と事前に連携を図っている医療機関は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、医師、看護師等の招集など負傷者の受け入れ体制を整えるよう努める。
- (2) 医師会は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、現地へのトリアージ医師の派遣、現地における医療行為を実施するための医療関係者の派遣等について、協力するよう努める。

4 南あわじ警察署

- (1) 事故の拡大防止と負傷者の救護に最善の努力を払う。
- (2) 事故現場の群衆から負傷者を隔離するとともに、救護活動に必要な道路及び場所を確保する。
- (3) 主催者等関係機関と連携して、効果的な広報活動によって人心の安定を図る。

5 県

県は、雑踏事故発生の第一報を受けた場合、隣接・近接の消防本部等に広域応援の準備を求めるなど、淡路広域消防事務組合、災害拠点病院（災害医療コーディネーター）、医師会等と連携して、負傷者の搬送手段及び搬送先医療機関の確保にあたり、医療関係者の現地派遣の調整に努める。

第6節 危険物等への対策の実施

【本部事務局、淡路広域消防事務組合、南あわじ警察署、第五管区海上保安本部】

第1 危険物等への対策の特殊性

災害時の危険物等への対策に係る関係機関及びその対策に従事する者は、危険物等の関連する災害の特殊性（引火爆発の危険、毒性危険、反応危険及びそれらの複合危険）に応じ、救助・救急、医療等の対策実施にあたって特別の配慮をする。

第2 責任者等

危険物等の所有者、管理者又は占有者で、その管理について権限を有する者(以下、「責任者」という。)又は事故の発見者は、災害発生と同時に、直ちに次の措置をとる。

1 連絡通報

- (1) 責任者又は発見者は、発災時に直ちに119番で淡路広域消防事務組合に連絡するとともに、必要に応じて、付近住民等に通報する。また、危険物等の種類が不明な場合等は、その特定に努める。
- (2) 責任者又は発見者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

2 初期防除

責任者は、危険物等の流出を周囲に周知するなど可能な範囲で、速やかに初期防除を行う。ただし、危険物等の種類が特定されていない場合は、関係機関の指示に従う。

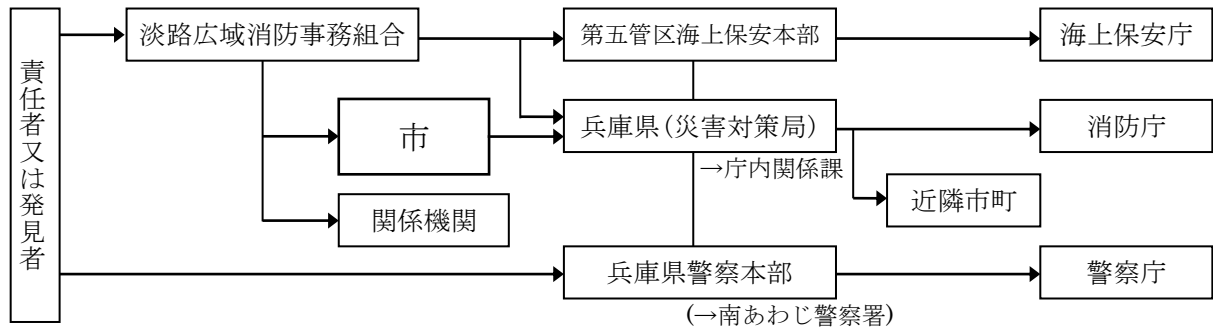
第3 県、市その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び市地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連携・協力のもとに次の応急対策を実施する。

1 災害情報の収集及び報告

淡路広域消防事務組合は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、市、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

情報系統図（第1報）



- 注 1 庁内関係課とは、薬務課（毒物・劇物の関連する災害の場合）等を指す。
 2 県警察本部から連絡する所轄警察署等とは、南あわじ警察署及び県警交通部高速道路交通警察隊（高速道路及び自動車専用道路上の災害の場合）を指す。
 3 県は、市からの要請に基づき又は自ら必要があると認めるときは、自衛隊の派遣を要請する（自然災害対策編 第3編「風水害等応急対策計画」第2章「災害応急活動体制の確立」第4節「防災関係機関等への応援要請」第3「自衛隊への災害派遣要請」の項を参照）。

2 災害広報

- (1) 市、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車、CATV、防災行政無線、防災ネット等を媒体とする広報活動を行う。
- (2) 県は、危険物等の流出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じる恐れがある場合は、市と連携して、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報を行い、一般への周知を図る。

3 危険物等の特定

- (1) 淡路広域消防事務組合、南あわじ警察署、第五管区海上保安本部、県その他関係機関は、責任者等を通じて危険物等の情報を収集する。
 また、責任者等を通じても危険物等の種類が特定されない場合は、県立健康科学研究所、県警刑事部科学捜査研究所等と連携し、又は県を通じて専門家・専門機関等と連携をとり、危険物等の種類の特定に努める。
- (2) 県、市その他関係機関は、危険物等が特定された後、必要に応じて物質の特性と身体への影響等について、報道機関等を通じた緊急の広報を行う。

4 現場の安全確認、患者の移動及び除染

責任者、淡路広域消防事務組合、南あわじ警察署、第五管区海上保安本部、県、その他関係機関は連携して次の活動を行う。

- (1) 危険区域を画するため、警戒線を張り、関係者以外の立入りを禁止し、安全地帯を設定すること
- (2) 負傷者等を汚染された環境から搬出すること
- (3) 負傷者等の除染を行うこと

消防機関及び警察機関は、関係機関との連携の下に、負傷者等に対する救助、一次除染及び救急搬送活動、物質の検知及び情報収集活動を実施する。

5 救急搬送等

淡路広域消防事務組合は、医療機関、(公財)日本中毒情報センター、県、その他関係機関と連携をとり、負傷者等を医療機関へ搬送する。

6 消防応急対策

(1) 淡路広域消防事務組合は、危険物等の火災の特性（爆発を伴う大規模火災の危険性等）に応じた消防活動を迅速に実施する。

(2) 県は、必要に応じて知事の応援指示権の発動及び他府県への応援要請を行う。

7 避難

市は、南あわじ警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設及び避難所への受け入れを行う。

8 災害警備

南あわじ警察署及び第五管区海上保安本部は、関係機関の協力の下に被災地域における社会秩序の維持に万全を期す。

9 交通応急対策

道路管理者、南あわじ警察署及び第五管区海上保安本部は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、周辺道路及び周辺海域の交通対策に万全を期す。

10 自衛隊、日赤等の出動

県は、必要に応じ自衛隊及び日本赤十字社兵庫県支部等に出動要請を行う。

11 専門家・専門機関等による助言

県は、必要に応じて、危険物等取扱いに関する専門家・専門機関等と連絡をとり、助言等の協力を求める。

12 環境モニタリング

県は、災害の規模・態様に応じて、環境モニタリング調査を実施し、市は、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。

13 住民救済対策

企業、県、市、その他関係機関は、合同して住民の救済対策を講じる。

14 風評被害の影響の軽減

(1) 県、市、その他関係機関は、各マスメディアの協力を得ながら、次の事項についての的確な情報提供を行うことにより、航空災害、道路災害等による風評被害等の未然防止を図る。

- ① 空港、道路等の使用又は供用の状況
 - ② 被災した構造物等の復旧状況
 - ③ 危険物等の流出等の場合の緊急時モニタリングの結果
 - ④ その他風評被害の未然防止又は軽減のために必要な情報
- (2) 万一、風評被害等が発生したと認められる場合は、農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のため、広報活動の強化等により影響の軽減を図るとともに、農林水産業対策、観光対策等に十分な配慮を行う。

第7節 災害情報の提供と相談活動の実施

【事業者、広報班、生活支援班、兵庫県】

第1 災害広報の実施

1 基本方針

(1) 留意事項

- ① 航空運送事業者、国、県、市等は、被災者及びその関係者等のニーズを十分把握し、災害状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者及びその関係者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を迅速かつ的確に提供する。
- ② 航空運送事業者、国、県、市等は、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡を取り合う。また、情報の発信元を明確にするとともに、できる限り専門的な用語の使用を避け、住民等が理解しやすい広報に配慮する。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。
- ③ 情報伝達にあたっては、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の放送・報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ等を随時入手したいというニーズに応えるため、Lアラート（災害情報共有システム）やインターネット等を活用し、的確な情報を提供できるように努める。
- ④ 航空運送事業者、国、県、市等は、必要に応じて発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように人員配置等に努める。また、情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行う。
- ⑤ 救助活動を行う機関は、被害者の救出状況等について、適時適切な広報に努める。

(2) 広報の内容

各機関は、被災状況、応急対策の実施状況、住民のとるべき措置等について積極的に広報する。

各機関は、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報する。

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられる。

- ① 被災状況と応急措置の状況（災害の発生場所、災害の状況、各防災関係機関の対応状況〔組織の設置状況等〕）
- ② 避難の必要性の有無
- ③ 危険物等に対する対応
- ④ 道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況
- ⑤ 相談窓口の設置状況

(3) 広報の方法

防災関係機関は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努める。

- ① 各広報実施機関に所属する広報車等の活用
- ② 防災行政無線の活用
- ③ CATVへの情報提供
- ④ インターネット、FAX、携帯電話（防災ネット）等による広報
- ⑤ 県・市提供テレビ・ラジオ番組の災害情報番組化

第2 各種相談の実施

1 事業者等の相談活動

航空運送事業者、道路管理者は必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように人員の配置等に努める。また、情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行う。

2 県の相談活動

(1) 災害関連相談体制

県は、災害発生直後から寄せられる、災害に関する多様な照会や相談に対応するため、通常の県民相談窓口に加えて、災害関連総合相談窓口や災害専門相談窓口を設置し、災害広報部門との連携のもと、効果的な情報提供、相談業務等を行う。

(2) 関係機関との連携

- ① 県は、県民からの相談等で、十分な情報がないものについては、関係機関と速やかに連絡を取り、情報を収集するとともに、即時対応に努める。
- ② 県は、総合相談窓口と各種災害関連専門相談窓口との連携を十分図り、県民からの相談に対応する。

(3) 相談内容の記録、整理分類、関係機関への報告

県は、収集した情報や県民からの相談を記録、整理分類の上、必要により関係機関に報告し、対応を図る。

3 市の相談活動

市は、被災者のための相談窓口を設け、住民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図る。

4 安否確認等の窓口の設置

- (1) 安否情報の収集・提供については、個人情報保護法や個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ（平成18年2月28日）、県個人情報保護条例や県個人情報保護審議会答申等を踏まえて対応する。
- (2) 県警察本部は必要に応じ、行方不明者相談所を開設するなど、被害者の家族等に対して安否情報の提供に努める。

- (3) 医療機関は、患者の家族等の受入窓口や待合所を設けるとともに、厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等を踏まえ、患者の健康状況等に係る情報を提供するなど、間接的な被害者への適切な対応に努める。
- (4) 航空運送事業者は、被害者の家族等に対して安否情報を提供するため、相談窓口等を設けて対応する。
- (5) 航空運送事業者又は道路管理者並びに空港管理者、消防機関、南あわじ警察署、医療機関、県及び市は、必要な範囲で相互に安否確認等に関する情報の共有に努め、必要に応じて適切に提供を図る。
- (6) 県、市における安否情報の取扱いについては、国民保護法の検討に伴い整備される安否情報システムを踏まえて、関係機関と協議のうえ、災害時における効果的な仕組みの構築やルール化を図る。
- (7) 県、市は、安否情報の確認のための民間事業者サービス等の効果的、効率的な活用も図れるよう普及啓発に努める。

4 災害復旧計画

第1節 基本方針..... 事大 4-0-87

第2節 道路関係施設等の復旧..... 事大 4-0-87

第1節 基本方針

大規模事故災害により被害を受けた交通関係施設等の復旧については、原則として、道路管理者、空港等の設置者等の責任により、速やかな施設の復旧に努める。

第2節 道路関係施設等の復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた復旧物資・資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。

また、可能な限り、復旧予定時期を明示する。